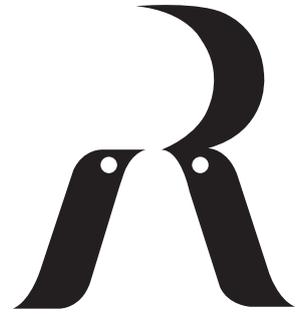


# 静岡ろうきんレポート 〈資料編〉



# 2020 DISCLOSURE

## 静岡県労働金庫

### 金額・比率の表示方法のご案内

#### 1. 金額単位

- ①各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定にもとづく『資産の査定の公表』については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- ②小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、金額単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- ③期中増減額(比率)、諸利回、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告計数をそのまま表示しています。
- ④金額・比率とも該当数値がない場合は「-」、また該当数値があって表示単位に満たない場合は「0」を表示しています。

#### 2. 諸利回・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定にもとづく『資産の査定の公表』に係るものについては、小数点第3位を四捨五入し、第2位までを表示しています)。

本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)ならびに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条(資産の査定の公表)にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。

組織の概況	1
管理態勢	3
営業のご案内	10
財務データ	15
開示項目索引	38



▶ 役員一覧

(2020年6月30日現在)

理事長	古川 正明	員外
専務理事	池田 正典	員外
常務理事	馬場 成樹	員外
常務理事	青木 誠	員外
理事	赤池 浩章	静岡県教職員組合
理事	白戸 康章	JAM静岡
理事	増田 泰孝	情報産業労働組合連合会静岡県協議会
理事	伊佐地豪文	電機連合静岡地方協議会
理事	五十嵐正信	東海自動車労働組合
理事	杉本 敏彦	明電舎労働組合沼津支部
理事	佐野 功	東芝テック労働組合伊豆支部
理事	山本 茂善	日本製紙労働組合富士支部
理事	望月 誠司	小糸製作所労働組合
理事	仁王 尚夫	三菱電機労働組合静岡支部

理事	大塚 信晃	特種東海製紙労働組合島田支部
理事	山本 幸浩	ヤマハ労働組合掛川支部
理事	石橋 一弘	NTN労働組合磐田支部
理事	武藤 憲司	スズキ労働組合
理事	梅田 真二	プライムアースEVエナジー労働組合
理事	青島 伸雄	員外
常勤監事	片桐 宗雄	員外
監事	今泉 竜	ヤマハ発動機労働組合
監事	小林 純一	テルモ労働組合
監事	石川 敦司	住友ベークライト労働組合静岡支部
監事	鈴木 孝明	全矢崎労働組合浜松支部

執行役員	松島 精司
執行役員	杉山 正治
執行役員	福田 和明

※常勤の役員等の兼職

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職を行っている常勤の役員等はありません。

▶ 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人(2020年6月現在)

▶ 報酬等に関する事項

◆対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事および常勤の監事です。

(1) 報酬体系の概要

対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

報酬	非常勤を含む全役員の報酬については、通常総会において理事全員および監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額は理事会において、各監事の報酬額は監事会において、それぞれ役位に応じて決定し、その他支払方法等については理事報酬規程および監事報酬規程で定めております。	
退任慰労金	退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得たうえで支給しております。なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関し、主として次の事項を役員退任慰労金算定規程で定めております。	
	決定方法	各役員の退任慰労金は、総会の決議にもとづき支給すること。具体的な支給金額、支給時期等は、総会の決議を経て、理事については理事会の決議により、監事については監事会の協議により決定すること。
	支給時期	総会の決議を経て、理事会または監事会で決定した日から2ヵ月以内に支給すること。
	支給方法	本人が指定した当金庫の普通預金口座に入金すること。

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	96,489千円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「報酬」83,119千円、「退任慰労金」13,370千円となっております。

なお、「退任慰労金」とは、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号)第3条第1項第3号(報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項)および第5号(報酬等の体系に関しその他参考となるべき事項等)ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

◆対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤の役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2019年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、当該事業年度に対象役員に支払った報酬等の月額相当額(報酬等をそれぞれの在任期間月数で除した額)を12倍した額を、対象役員人数で平均した額としております。

# コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

## ▶ コンプライアンスに対する考え方

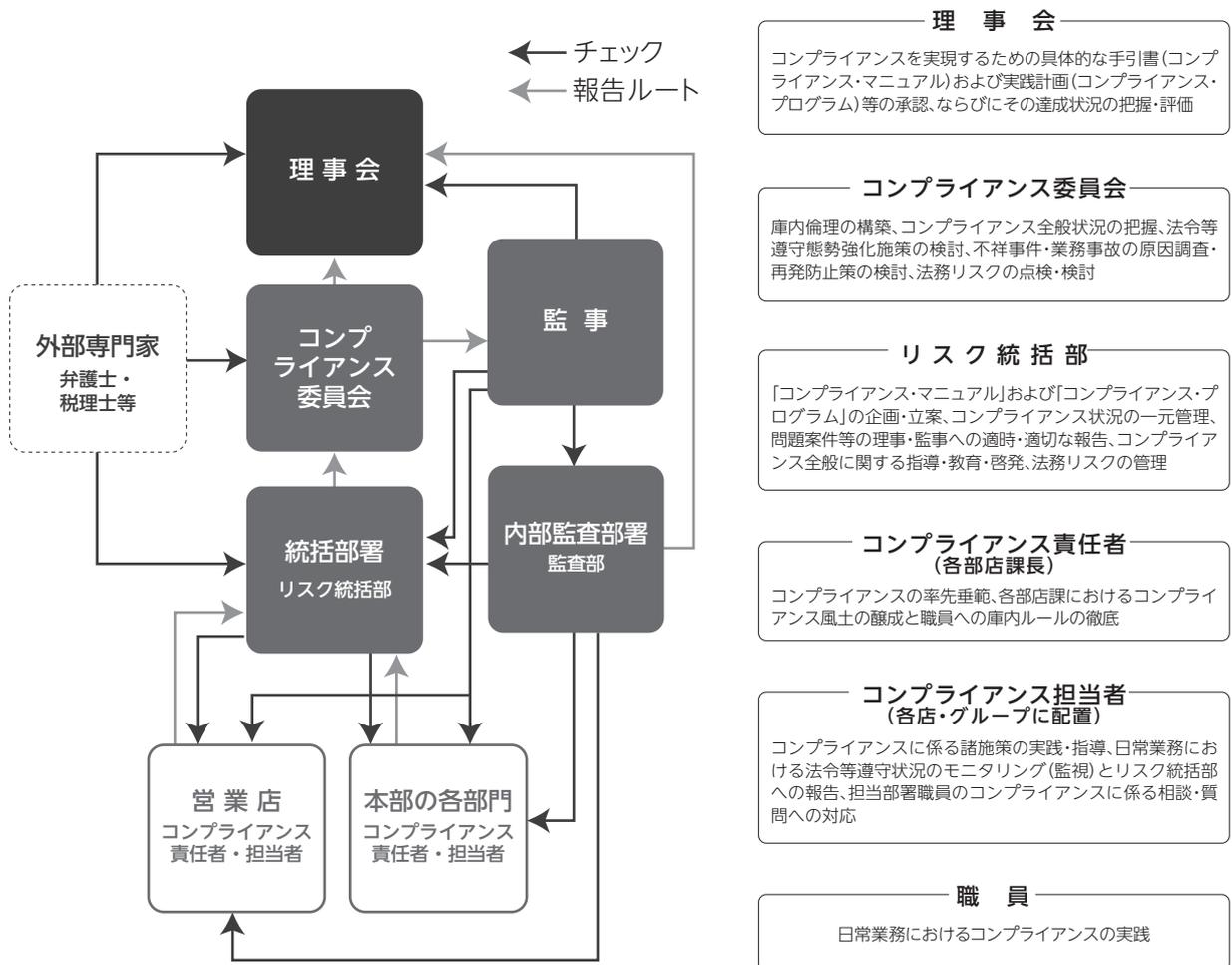
コンプライアンスとは、単に法令だけではなく、組織内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。公共性の高い金融業務を行う役職員には、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。

さらに当金庫は、「ろうきんの理念」に掲げているとおり、その事業を通じて「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしており、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では「静岡県労働金庫倫理綱領」を制定し、これを自らの行動指針として、役員をはじめ職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識して業務を遂行しています。

## ▶ コンプライアンスの体制

当金庫では、以下の体制・役割によりコンプライアンスの徹底に努めています。



## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ▶ コンプライアンス態勢強化のための活動

当金庫では、以下に掲げる活動等を通じて役職員に対する法令等遵守意識を徹底し、適正な業務運営の確保と内部管理態勢の強化に努めています。

また、コンプライアンスの充実・強化に向けた具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員が一丸となって取組みをすすめています。

- (1) 常勤の役員等は、各種会議や研修会等の場で、コンプライアンス重視の取組姿勢を発信しています。また、役員と職員が対話する機会を設け、風通しの良い職場環境の整備に努めています。
- (2) コンプライアンス担当者およびコンプライアンス責任者を対象とした研修の実施など、階層別、職階別のコンプライアンス研修を実施しています。
- (3) 各部店課での「コンプライアンス・チェックリスト」による点検をはじめ、コンプライアンス委員会を定期的に行き、コンプライアンス・プログラムの実施状況等、庫内全体のコンプライアンス状況の点検・把握を行っています。
- (4) 毎月「コンプライアンス意識醸成テスト」を実施するほか、年1回「庫内統一コンプライアンス研修会」を開催し、役職員に対する法令等遵守意識の徹底を図っています。
- (5) コンプライアンスに則った業務運営を実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、活用しています。また、コンプライアンスの定義やコンプライアンス態勢の基本的な枠組み、体制・機能、運営等を「コンプライアンス基本規程」として制定しています。
- (6) 「リーガル・チェック規程」を制定し、新業務の取扱開始、商品の改定、業務取扱の変更、規程・規則等の制定・改正、チラシ・パンフレット等の作成時など、各業務の取扱部署によるリーガル・チェックを実施しています。
- (7) コンプライアンスに係る報告・連絡・相談等ができる「コンプライアンス・ホットライン」を庫内(リスク統括部、常勤監事)および庫外(弁護士事務所)に設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見、未然防止に努めています。
- (8) 各規程にもとづき、負担金・寄付金、交際費等については適正な支出を行い、また、政治関連資金や反社会的勢力への支出を禁止しています。
- (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を排除することを宣言しています。また、反社会的勢力への対応に備えて、警察など関係機関との連絡体制を整備しています。
- (10) 「セキュリティポリシー(情報資産保護規程)」にもとづき、顧客情報をはじめとする情報資産の適切な使用・管理・安全対策を行っています。
- (11) 個人情報保護の重要性を認識し、「プライバシーポリシー」にもとづく各種規程・ルールに沿って、個人情報の適切な取扱い、管理等に努めています。
- (12) 利用者の視点に立ち、規定・約款等の検証、改定を行うとともに、お客様との取引等の適切性および十分性を確保するため、「お客様保護等管理方針」を定め、商品販売時やローン契約時の重要事項の説明を徹底しています。また、当金庫とのお取引にともないお客様の利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反管理体制の構築に努めています。
- (13) 「お客様サポート等管理規程」にもとづき、お客様サービスセンター等へ寄せられた相談・苦情等に、迅速かつ適切に対応するよう努めています。また、お寄せいただいた意見・要望等を業務運営の改善等に反映するよう取り組んでいます。
- (14) 自己検査の適正な実施や内部監査態勢の充実により、法令・規程等に準拠した取扱いの徹底を通じて事故等の発生防止に努めています。

## マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)

**目的** この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下、「マネロン等リスク」)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下に必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

**態勢の整備** あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

なお、業務部担当役員をマネロン等リスク対策担当役員とする。

**経営陣の認識** 常務会は、「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点から適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

# リスク管理の体制

## ▶ 基本方針

金融の高度化、多様化、グローバル化により金融機関が直面するリスクは増大し、かつ複雑化しています。会員・お客様の期待に応え、(ろうきん)の運動と事業を発展させるためには、これらのリスクを的確に把握し管理することが重要となります。

当金庫では、適切なリスク管理が経営の健全性を確保するために極めて重要であることを認識し、リスク管理の態勢整備と強化に努めるとともに、自己資本の水準から許容できる範囲内で必要なリスクを受容し、これを適切にコントロールしながら、収益の安定確保を図ります。また、経営管理態勢を強化し、リスク管理機能の検証と改善への取組みを反復・継続して実施します。

## ▶ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

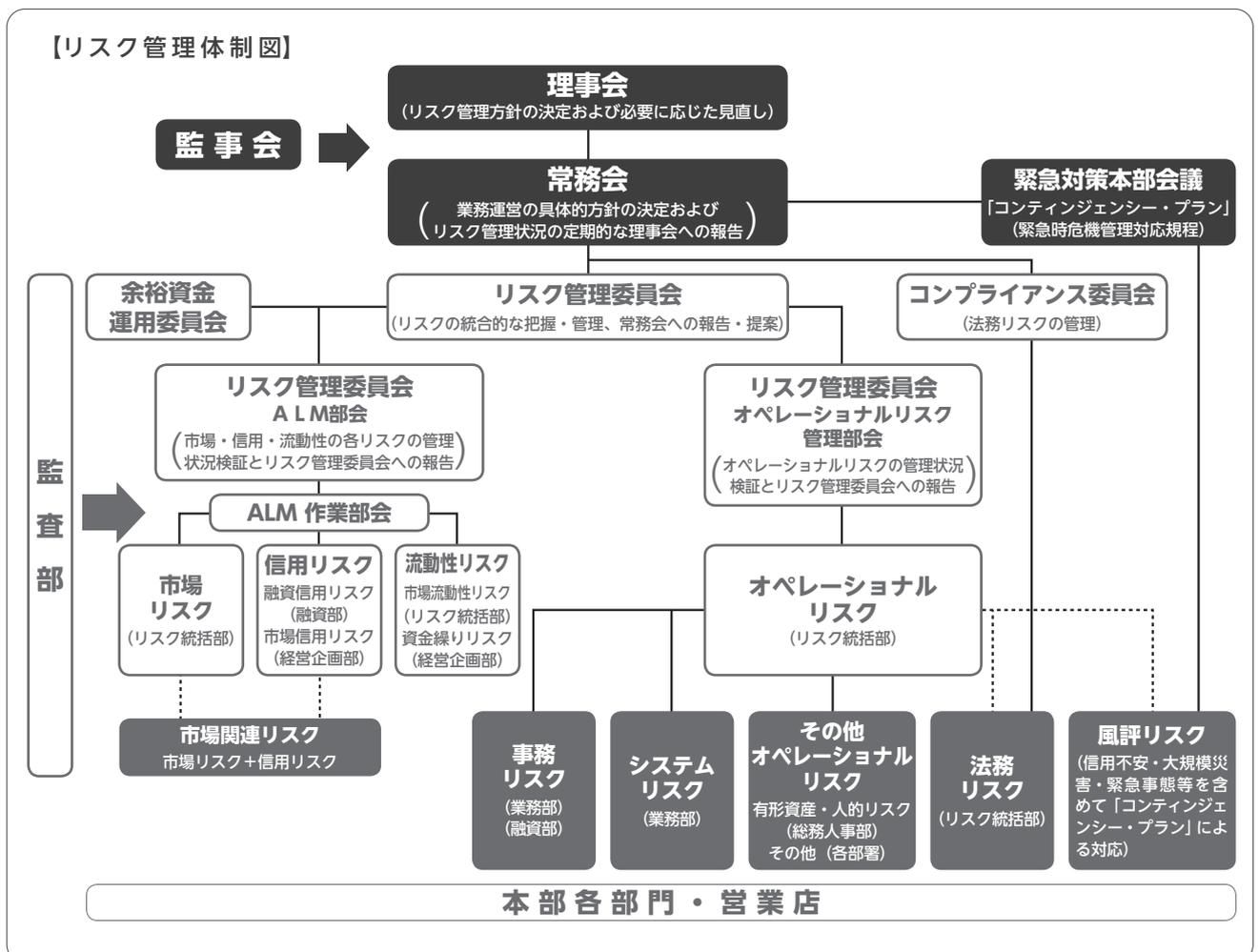
具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にリスク管理委員会等で検証のうえ理事会に報告し、リスク量が自己資本に対して適切な水準となるよう、コントロールしています。

金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証しています。

## ▶ リスク管理の体制

当金庫では、理事会、常務会、リスク管理委員会等がそれぞれ以下の役割を担うとともに、相互牽制を図ることにより、リスク管理の強化に取り組んでいます。



## ▶ 各種リスクへの取組み

市場リスク	金融市場等の変動により、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・金利リスクは、市場金利の変動により、保有資産・負債の現在価値が変動するリスクで、VaR(バリュー・アット・リスク)を採用して計測し、限度額に収まるよう管理しています。</li><li>・価格変動リスクは、保有債券に対して、観測期間1年、保有期間1ヵ月、信頼水準99%のVaRを計測するとともに、株式、投資信託についてはロスカットルールを設定することで、金融市場の変動が資産価値に与える影響を制御しています。</li><li>・為替リスクは、一定の為替変動を想定したリスク限度額を設定し、日々の為替変動が外貨建資産・負債の現在価値に与える影響を管理しています。</li><li>・リスク管理委員会や余裕資金運用委員会などで、金庫内のリスク・コミュニケーションを図り、市場リスク管理のレベル向上と充実に努めています。</li></ul>
信用リスク	融資先等の財務状況の悪化などにより、貸出金などの元本や利息の回収が困難となり、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・融資案件に応じた適切な審査基準・決裁権限を設定するとともに、営業店の決裁権限を越えるものについては、本部の審査部門が審査を行うなど、厳正な対応に努めています。</li><li>・融資に際しては、各種担保および保証機関の保証による保全措置を講じています。ただし、担保・保証に過度に依存することなく、様々な角度から融資審査を行っています。</li><li>・貸出金等の自己査定を定期的実施し、信用リスクの把握に努めるとともに、査定結果にもとづき適切な償却・引当を行っています。</li><li>・余裕資金運用における有価証券の取得、保有にあたっては、所定の基準に則って、信用格付機関が公表している格付等を参考に、信用リスクのコントロールに努めています。</li></ul>
流動性リスク	市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤労者が必要とする資金を安定的に確保・供給することの重要性を認識し、資金繰りの管理を徹底しています。</li><li>・市場運用部門と営業店が「資金繰り管理要領」にもとづいて行う日々の資金繰り管理に加えて、月単位で資金繰り見通しを作成するなど先々の資金繰りの把握にも努めています。</li><li>・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定め、緊急時の資金需要に対する万全な態勢づくりに努めています。</li></ul>
オペレーショナルリスク	
事務リスク	預金・融資・為替など各種取引にともなって発生する事務を正確に、あるいはタイムリーに行わなかったために生じる事故によって、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務処理手順、職務権限、事務管理方法などの厳正化に加え、各種研修の実施により、事務処理のレベルアップを図っています。</li><li>・営業店事務の効率化をすすめながら、事務の統一化・堅確化を図っています。</li><li>・すべての営業店および本部を対象に、監査部による内部監査を実施するとともに、部署ごとに定期的な自己検査を行い、業務の適切性を検証しています。</li><li>・内外の事務に係る誤処理の情報を共有化し、システムを含めた対策を通じて、事務の誤処理防止に努めています。</li></ul>
システムリスク	コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・本部ビルは、免震構造を採用し、セキュリティ対策を充実させています。</li><li>・システムの開発にあたっては、テストと検証により、精度の高いシステムを提供できるよう努めています。</li><li>・社会の変化に対応し大切な情報資産を適切に保護するため、セキュリティポリシーを制定し、その徹底を図っています。</li><li>・コンピュータ・システムは、全国労金共有のバックアップセンターにより、大規模災害等に備えています。</li><li>・サイバー攻撃等への対策、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を構築しています。</li></ul>
法務リスク	法令等違反行為や法律・会計制度・税制・行政上の規制等の制定・改正を要因として、当初意図した取引が履行できなくなるなどにより、損失を被るリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融および商取引などに係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報収集と還元に取り組んでいます。</li><li>・業務に関する法務関連情報に対し、速やかに対応できるよう本部各部に法務担当者を配置しています。</li><li>・法務リスクのうち、法令等違反行為を防止するための取組みにつきましては、「コンプライアンス(法令等遵守)の態勢(3～4ページ)」をご覧ください。</li></ul>
風評リスク	風評の風説、悪意の中傷等により金庫が信用を失い、損失を被るリスクです。
その他のオペレーショナルリスク	自然災害等の外部要因による直接的・間接的損失が生じるリスクおよび金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクです。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定めて、風評リスク、大規模な自然災害、感染症流行などの緊急事態に備えた管理態勢や対応方法を明確にしています。</li><li>・職場離脱等の実施による事故防止、各種ハラスメント等差別的行為への対策、健康管理対策、実効性ある研修等、人的リスク管理に努めています。</li><li>・お客様保護等管理態勢を機能させるため、サポートシステムを活用しています。</li><li>・「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。</li></ul>

# 〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスを提供し、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則にもとづき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの立場で、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈静岡ろうきん〉は、これまで取組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく「お客様本位の事業運営に関する取組方針」を策定・公表し、「ろうきんの理念」のもと、勤労者の暮らしを守り、より豊かにする事業を展開していきます。

## 1. 「〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針」の策定・公表

- ・〈静岡ろうきん〉(以下、「当金庫」)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、「本方針」)を策定します。
- ・本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- ・本方針に掲げる取組状況は定期的に検証し、必要に応じて本方針を改定します。

## 2. お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取組み

- ・当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- ・お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスの提供に取組み、お客様が最善の利益を得られるよう努めます。

## 3. 利益相反を適切に管理する取組み

- ・当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針にもとづき、利益相反についてお客様の保護と正当な利益確保に努めるため適切に管理します。
- ・投資信託等の一定のリスクをとまなう商品のラインナップについては、業態の中央機関である労働金庫連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品をお客様の利益追求の観点で選定しています。

## 4. 手数料等に係る情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- ・投資信託に係る手数料については、各種パンフレット・ガイドブック等、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすく開示します。

## 5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、丁寧な情報提供を行います。
  - ・ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC関連情報「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきん iDeCo」スペシャルサイトで、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなどを詳しく説明しています。
  - ・当金庫が取扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応していません。
- (注)ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせ、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

## 6. お客様にふさわしいサービス提供の取組み

- ・当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- ・当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様にふさわしい商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の知識や投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。
- ・当金庫は、お客様への適切な金融商品等の勧誘・募集を行うため「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針はホームページ等に掲載し、公表しています。

## 7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- ・ろうきん業態では、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員に定着させ、その実践に向けた行動につなげるため、業態の中央機関である全国労働金庫協会および当金庫において「理念研修」を実施しています。
- ・当金庫は「福祉金融プロフェッショナル」をめざすべき職員像と定め、お客様の状況やライフステージに応じた適切な相談、提案を実践できる職員の育成に取組んでいます。また、お客様の利益およびニーズに資する総合的な営業活動および取組内容を評価するために、業績評価体系を整備しています。

以上

## ▶ 2019年度の取組状況

当金庫における「お客様本位の業務運営」の主な取組状況は次のとおりです。(詳細は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。)

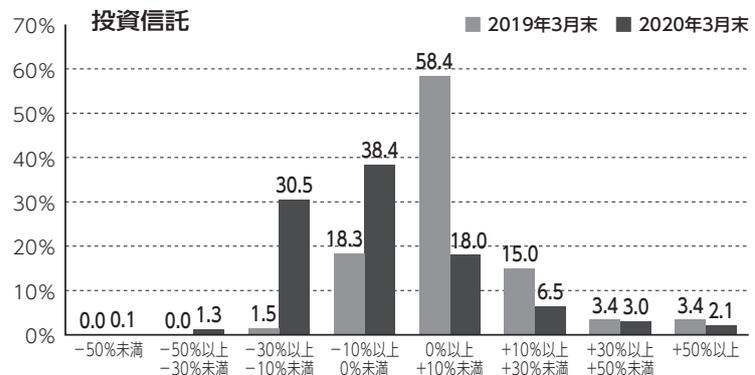
※共通KPIとは、投資信託を販売する金融機関において、「顧客本位の業務運営」の取組状況を比較可能とするため、金融庁より公表を推奨されている「成果指標(KPI)」のことです。

### ●比較可能な指標(共通KPI)

#### (1)運用損益別顧客比率(投資信託)

運用損益の区分	人数	比率
-50%未満	7	0.1%
-50%以上-30%未満	87	1.3%
-30%以上-10%未満	2,012	30.5%
-10%以上0%未満	2,529	38.4%
0%以上+10%未満	1,187	18.0%
+10%以上+30%未満	427	6.5%
+30%以上+50%未満	200	3.0%
+50%以上	140	2.1%

2020年3月末時点



#### (2)投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

##### 投資信託預り残高上位20銘柄の一覧

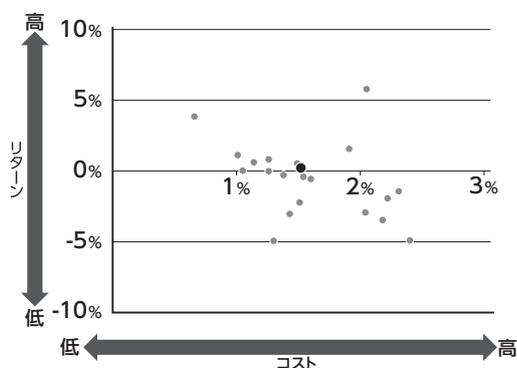
2020年3月末時点

No	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型(財産3分法)	1.49	9.21	0.54
2	ファイン・ブレンド(毎月分配型)	1.91	4.77	1.57
3	世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型(世界の財産3分法)	1.38	9.36	-0.28
4	トレンド・アロケーション・オープン	1.51	7.90	-2.22
5	インデックスファンド225	1.01	17.09	1.13
6	ニッセイ健康応援ファンド	2.05	15.44	5.79
7	DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)(ハッピークローバー)	1.43	7.44	-3.03
8	高格付債券ファンド(為替ヘッジ70)毎月分配型(73(しちさん))	1.26	2.84	-0.01
9	インデックスファンドJリート	1.05	13.43	0.03
10	DIAMワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)(世界家主倶楽部)	2.18	17.01	-3.46
11	世界のサイフ	1.30	8.63	-4.93
12	ダイワ好配当日本株投信(季節点描)	2.04	16.33	-2.93
13	東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)(円奏会(年1回決算型))	1.14	3.44	0.62
14	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	1.60	5.19	-0.56
15	ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)	2.22	16.77	-1.93
16	世界三資産バランスファンド(毎月分配型)(セッション)	1.54	7.20	-0.41
17	eMAXIS NYダウインデックス	0.66	18.13	3.85
18	日本債券ファンド	1.26	2.01	0.83
19	損保ジャパン・グリーン・オープン(ぶなの森)	2.31	18.13	-1.43
20	三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン(椰子の実)	2.40	17.11	-4.90

設定後5年以上経過している投資信託\*の残高上位20銘柄を対象とします。

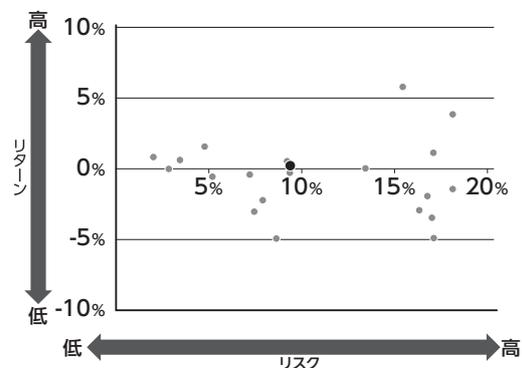
\*DC専用投信、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信、私募投信、外貨建て投信は除きます。

##### 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値		コスト	リターン
		1.52	0.22
コスト	全体	販売手数料の1/5+信託報酬率	
	販売手数料率	取扱い時の最低販売金額での料率	
	信託報酬率	実質的な信託報酬率の上限	
リターン	過去5年間のトータルリターン(年率換算)		

##### 投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値		リスク	リターン
		9.38	0.22
リスク	過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)		
リターン	過去5年間のトータルリターン(年率換算)		

リスク・リターン出所：株式会社NTTデータ・エービック  
Copyright© 2020,NTT DATA ABIC Co.,Ltd.All rights reserved.

# 顧客保護等管理体制

当金庫は、お客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様保護等管理体制の強化に努めています。

## ▶ 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の知識・経験および財産の状況、お客様の金融商品を購入する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2. お客様が金融商品を購入するにあたっては、商品内容やリスク等の重要事項について十分にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
3. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。
4. 当金庫は、お客様に対し、断定的な判断や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。また、お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所での勧誘はいたしません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関係法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

## ▶ 利益相反管理方針(抜粋)

当金庫は、法令、規程等(以下、「法令等」)を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

当金庫は、将来にわたってお客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取組みます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

※「利益相反管理方針」の全文は(静岡ろうきん)ホームページをご覧ください。

## ▶ プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針にもとづきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

※「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」は(静岡ろうきん)ホームページをご覧ください。

### 1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

### 2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等(会員団体)との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただく場合があります。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、法令等にもとづく場合を除き、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

### 3. 個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

### 4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口(以下に記載のお問合せ先)までご連絡ください。

### 5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、専務理事が個人情報統括管理責任者となり、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

### 6. 個人情報保護法などの法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

### 7. お問合せ先および苦情のお申し出先

開示等のご請求等またはご意見・ご要望のお申し出につきましては、以下までお申し出ください。

#### 《お客様サービスセンター》

電話番号：(フリーダイヤル)0120-609-123

受付時間：月曜日～金曜日9:00～18:00

※ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

## ▶ 静岡県労働金庫「お客様保護等管理方針」(抜粋)

当金庫は、労働金庫法等にもとづき、ご預金、ご融資、為替取引、国債・投資信託等の販売や募集にかかるサービスのご提供など、会員・ご利用者・今後ご利用いただく方(以下、「お客様」)との取引等の適切性および十分性を確保するため、お客様保護および利便性の確保に向けた管理の方針「お客様保護等管理方針」を定めるとともに本店営業部をお客様保護等管理統括部署とします。当該統括部署の担当役員をお客様保護等管理統括責任者とし、お客様保護等にかかる各管理責任者を配置する他、管理、指導および教育等にかかる施策等を実施いたします。また、その施策等の実効性の検証については内部監査部門が実施いたします。

# 営業のご案内

## ■ サービスのご案内

種 類	特 徴
現金 自動 機 ( A T M )	キャッシュサービス カード1枚で預金のお引出し・お預入れができます。キャッシュカードによる普通預金のお引出し、ローンカード〔マイプラン〕・R-ring(リング)・カード型教育ローン〔みらい〕によるお借入れは、〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉、銀行、信用金庫、JAバンク、信用組合、信託銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、コンビニATM(イーネット、ローソン銀行)、(株)ビューカード(※1)の現金自動機でもご利用いただけます。1つの口座に対し家族ペアでキャッシュカードを発行することができます。 ※1(株)ビューカードの現金自動機では、貸越・ローンカードはご利用いただけません。 <b>《カードによる1日あたりのお引出し等ご利用限度額について》</b> キャッシュカード・ローンカード〔マイプラン〕・R-ring(リング)・カード型教育ローン〔みらい〕のご利用限度額は1日あたり50万円です。お客様のご希望により、最高200万円(ローンカードは100万円)まで、変更が可能です。ご利用限度額の引き上げは窓口で、引き下げは現金自動機でお手続きいただけます。
	入金ネット提携サービス 全国の〈ろうきん〉・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・コンビニATM(イーネット、ローソン銀行)の現金自動機では手数料がかからずカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関の現金自動機でもカードによる入金ができます。
	定期預金お預入れサービス 〈静岡ろうきん〉をはじめ全国の〈ろうきん〉の現金自動機では、定期預金またはエース預金にお預入れいただけます。
	振込サービス 振込サービスのご利用時間は平日8:00から15:00までです。平日15:00から21:00まで、土日・祝日9:00から17:00までのお取引は翌営業日の振込予約となります(設置場所により現金自動機の稼働時間が異なります)。上記以外の時間は、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング等)をご利用ください。
	通帳記帳サービス 〈静岡ろうきん〉をはじめ、全国の〈ろうきん〉の現金自動機で通帳記帳ができます。
	通帳繰越サービス 総合口座通帳は、〈静岡ろうきん〉の各営業店に併設されている現金自動機、および静岡県下の一部を除く営業店舗外現金自動機で通帳繰越ができます。
デビットカードサービス 「J-Debit」マークのあるお店にて〈ろうきん〉キャッシュカードから直接商品の購入代金、税金のお支払い、キャッシングアウト(※2)にご利用いただけます。 ※2キャッシングアウトとは、加盟店のレジ等で現金を引き出すことができるサービスです。	
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス 口座振替のお申込みが〈ろうきん〉キャッシュカードだけ(口座振替依頼書のご記入・お届け印不要)でお手続きいただけます。	
ネット口座振替受付サービス パソコン・スマートフォン等より収納機関のサイトを通じて、インターネット上で口座振替のお申込みができます。	
公共料金等自動支払サービス 電気、電話、ガス、水道、NHK受信料の5大公共料金や税金などを、お客様の総合口座(普通預金)より自動的に引き落として支払います。	
ろうきんUC(マスター・VISA)カード 国内、海外のUCマスター・UC VISA加盟店で、ショッピングやお食事がサインひとつでご利用いただけます。また、カード付帯の各種サービスや情報提供が受けられます。	
マイプランクラブ マイプランカードのご提示で「マイプランクラブ」加盟の飲食店・遊園地・宿泊施設などでお得なサービスが受けられます(約200施設)。詳しくはウェブサイトをご覧ください。 <a href="http://www.myplanclub-s.jp/">http://www.myplanclub-s.jp/</a>	
高齢者財産管理サービス(遺言信託・遺産整理) お客様の幅広いニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎを行っています。	
インターネットホームページ ●ホームページアドレス <a href="https://shizuoka.rokin.or.jp">https://shizuoka.rokin.or.jp</a> ●スマートフォン用サイト <a href="https://shizuoka.rokin.or.jp/sp/">https://shizuoka.rokin.or.jp/sp/</a>	
ろうきんポイントサービス Rポ(アルポ) 定期性預金やローン等、お客様のお取引に応じてポイントを進呈するサービスであり、進呈したポイントは事前に登録いただいた他社ポイントサービス(もしくは寄付)でご利用いただけます。年1回・12月末時点のお客様のお取引に応じ、翌年2月にポイントを進呈いたします。	
ろうきんアプリ スマートフォンからいつでもどこでも手軽に普通預金口座の残高や入金履歴をご確認いただけるほか、〈ろうきん〉のお役立ち情報も確認できる便利なサービスです。税金のお支払いや店舗・ATMの確認にもご利用いただけます。	
スマホ決済サービスへの口座連携 他社が提供する資金決済サービスとの口座連携を開始いたしました。[LINE Pay]や[J-Coin Pay]において〈ろうきん〉の普通預金口座を登録いただくことで、〈ろうきん〉口座からの入金(チャージ)や口座への戻入が可能となります。	
情報誌提供サービス 年金のご指定や一定のご預金をお預入れいただいている方、ろうきんローンをご利用いただいている方へ「ろうきんからのお知らせ」、会員役員および会員構成の方には情報誌「meets(ミーツ)」をお届けします。また、「メルマガ」会員登録や「ろうきんアプリ」をご利用いただいている方には、商品やサービスに関するタイムリーな情報を配信いたします。	

## ■ 預金のご案内

種 類	特 徴	お預入れ期間	お預入れ額	
<b>日常の家計管理に</b>				
総合口座	普通預金	預ける・貯める・支払う・借りるの4つの機能を備え、普通預金・定期預金の2つの口座を1冊にセットした通帳です(エース預金をセットする場合は別冊通帳となります)。普通預金の便利さを活かし、さらに自動融資(定期預金・エース預金合計額の90%以内・最高300万円まで)が受けられます。公共料金の自動支払や年金のお受取りなど、おサイフ代わり、家計簿代わりに使える便利な通帳です。カードローン「マイプラン」をセットすればさらに便利です。また、普通預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たした決済用預金での取扱いも可能です。 ※定期預金・エース預金をご利用いただく場合は、手続きが必要です。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金		該当の定期預金に準じます	
	エース預金		該当のエース預金に準じます	
普通預金 (通帳不発行口座)	通帳を発行しない普通預金です。キャッシュカードの発行および「ろうきんダイレクト」または「ろうきんアプリ(かんたん通帳)※1)をご契約いただくことにより、お取引内容をパソコンやスマートフォン等でご確認いただけます。 ※1「ろうきんアプリ(かんたん通帳)」は、個人のお客様のみのご利用となります。	出し入れ自由	1円以上	
<b>自由に使いながら有利にふやす</b>				
貯蓄預金	お引出し自由で、残高に応じた金利が適用されます。	出し入れ自由	1円以上	
<b>ボーナスなど、大切な資金を確実にふやす</b>				
スーパー定期	ボーナスなどのお預入れにピッタリの定期預金です。満期日を指定する方式もご選択いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満	
大口定期 (自由金利型定期預金)	1,000万円以上のお預入れを対象とする定期預金です。満期日を指定する方式もご選択いただけます。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上	
ワイド定期 (期日指定定期預金)	1年複利の定期預金です。お預入れ期間は最長3年で、1年経過後は、期日を指定して必要とする日に、元金の一部をお引出しいただけます。	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満	
変動金利定期預金	6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預入れ期間3年の場合は、6ヵ月複利型もご利用いただけます。	1年、2年、3年	1円以上	
<b>目標に合わせて計画的に積み立てる</b>				
財形預金	一般財形	いろいろな目的に合わせて自由に使える積立預金です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金	ご自身の生活設計に合わせて年金方式でお受けいただける有利な積立預金です。積立開始から年金受取終了までの長期間、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅	マイホームのご計画に合わせた住宅資金づくりに最適な積立預金です。財形年金を合わせた元金と利息の合計が550万円に達するまで、利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上
エース預金	積立期間、積立額が目標に合わせて自由に決められる積立預金です。確定日型・年金型は、3ヵ月以上の据置期間が必要となります。	—————	1円以上	
<b>その他の預金</b>				
通知預金	据置期間は7日間で、お預入れ日から起算して8日目以降に払戻しが可能な預金で、まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。お引出しいただく場合は、お引出し日の2日前までにご通知ください。	8日以上	1円以上	
当座預金	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	—————	—————	
譲渡性預金	指名債権譲渡方式によって譲渡可能な期日指定定期預金です。預金保険制度の対象外となります。	原則として 1ヵ月以上 2年以下	5,000万円以上	

## ■ 融資のご案内

種 類	特 徴	ご利用限度額	ご利用期間
豊かなくらしに			
オートローン『役立宣言』	自動車やオートバイの購入、車検・修理費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
教育ローン『役立宣言』	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円 ただし、保証機関により1,000万円	20年以内 (据置6年6カ月以内を含む)
ライフローン『役立宣言』	電化製品やピアノの購入、旅行・レジャー費用などにご利用いただけます。	1,000万円	10年以内
無担保住宅ローン『役立宣言』	リフォームや増改築、太陽光発電の設置費用などにご利用いただけます。	1,000万円 ただし保証機関により500万円	20年以内 ただし保証機関により25年以内
無担保住宅ローン「25(えがお)」	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	500万円超 2,000万円	25年以内
自治体との提携教育ローン	自治体との提携による低金利または利子補給付の教育ローンです。	提携先の自治体によります	
福祉ローン 子育て応援ローン	医療・介護費、育児費用、災害復旧費用などにご利用いただけます。 「子育て優待カード」のご提示で「福祉ローン」店頭表示金利から年0.1%割引の「子育て応援ローン」をご利用いただけます。	1,000万円 ただし育児・介護休業中の生活費の場合は200万円	10年以内
就職内定者応援ローン	静岡県内に居住もしくは静岡県内の企業に内定した新卒者を対象に、自動車の購入、引越しや家具・家電の購入、卒業旅行費用などにご利用いただけます。	100万円	10年以内 (初任給までの据置期間を含む)
カードローン「マイプラン」	レジャー・買い物等お使いみちは自由です。 お取引状況によって、ご融資金利を割引させていただきます。	500万円	1年ごとの自動更新
カードローン 「Webマイプラン」	Web完結型いつでもPC・スマホ等からお申込みでき、ご融資利用まで来店不要です。 お使いみちは自由で、お取引状況によって、ご融資金利を割引させていただきます。	Web上の新規は100万円	1年ごとの自動更新
カード型教育ローン「みらい」	受験・入学費用や授業料、家賃、資格取得費用などにご利用いただけます。	2,000万円	20年以内 (カードローンご利用期間7年以内)

### 住まいづくりに

住宅ローン	新築・増改築費用、土地・住宅の購入資金、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	1億円	40年以内
オールマイティ保障型住宅ローン	死亡・高度障がい時の保障に加え、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)、障がいにより所定の支払事由に該当した場合に保険金をお支払いする特約が付帯された住宅ローンです。	1億円	
自治体との提携住宅ローン	自治体との提携による低金利または利子補給付の住宅ローンです。	提携先の自治体によります	

### セカンドライフのサポートに

リバースモーゲージローン	ご自宅を担保とした元金据置、毎月利息支払の商品です。レジャー資金、医療費、老後の生活費などセカンドライフを充実させるさまざまな資金にご利用いただけます。	5,000万円 ただし、担保となる物件がマンションの場合1,000万円	相続開始まで
--------------	--	--	--------

### 減収・離職された方のために

勤労者生活支援特別融資制度	勤務先の事情あるいは自然災害などにより給与・ボーナス等が減少した方や、離職された方を対象に、返済中のろうきんローンの返済条件の見直し、または生活費・教育資金の新規融資について、個別に相談させていただいております。	—	—
---------------	--	---	---

## ■ 確定拠出年金のご案内

種 類	特 徴
確定拠出年金	企業型は労働金庫連合会の「総合型ろうきんDCプラン」と「ろうきん確定拠出年金定期預金」を販売しています。 個人型は「ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」を販売しています。

## ■ 有価証券業務

種 類	特 徴
国債窓口販売	個人のお客様向けに個人向け国債(3年・5年・10年)の窓口販売を行っています。
投資信託窓口販売	お客様から集めた資金を1つのファンド(基金)としてまとめ、投資の専門家である投資信託委託会社が複数の株式や債券などに分散投資して運用する商品です。少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」・「つみたてNISA」・「ジュニアNISA」の口座開設申込も承っております。なお、投資信託は元本保証がなく、預金のようにあらかじめ一定の利回りをお約束するものではありません。

\*当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務、信託業務は行っていません。

## ■ 内国為替業務

当金庫では、給与振込など国内のお客様間の資金の振込、取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

## ■ 共済代理業務

全国労働者共済生活協同組合連合会の共済代理店として、「ローン専用住まい共済」および「住まい共済」の代理店業務を行っています。

## ■ 損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

## ■ 生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「個人年金保険」、「終身保険」、「医療保険」の代理店業務を行っています。

## ■ 各種手数料のご案内

手数料には消費税および地方消費税が含まれています。

(2020年6月30日現在)

手数料項目	手数料内容					
小切手・手形手数料	小切手用紙代	1冊 (50枚綴り) 550円				
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円				
残高証明書発行手数料	金庫所定様式	1通につき 550円				
	金庫所定様式以外	1通につき 1,100円				
市町村等からの取引履歴等照会手数料	基本資料作成費用 (1人当たり)	55円				
	追加資料作成費用 (資料1枚当たり)	22円				
通帳・証書再発行手数料	1冊 (1枚) につき	1,100円				
取引履歴照会手数料	1口座につき	550円				
振込手数料 (1件につき)	窓口利用	振込金額	同一店内	労金内 (他労金宛含)	他金融機関宛	
		5万円未満	110円	330円	文書扱 660円	電信扱 660円
	5万円以上	330円	550円	文書扱 880円	電信扱 880円	
	自動機・ATM利用	5万円未満	無料	110円	440円	
5万円以上		無料	330円	660円		
インターネットバンキング振込手数料	個人契約	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	
			5万円以上	5万円未満	5万円以上	
	同一店内	無料	無料	無料	無料	
	労金内 (他労金宛含)	無料	無料	無料	無料	
インターネットバンキング利用手数料	個人向け	無料				
		団体向け・月額 (出資団体は無料)	ライトタイプ 照会・振込振替	1,100円		
	フルタイプ 照会・振込振替一括データ伝送 (照合振込・給与振込等)		2,200円			
	電子証明書方式手数料	無料				
振込データ一括口座確認手数料	確認口座1件につき55円					
送金手数料 (送金小切手)	労金内	440円	他金融機関宛	880円		
代金取立手数料 (1件につき)	労金内	440円	他金融機関宛 普通扱	660円		
			他金融機関宛 電信扱	880円		
定額自動送金振込手数料	同一店内	5万円未満	5万円以上			
		無料				
	労金内 (他労金宛含)	110円	330円			
	他金融機関宛 (電信扱)	330円	550円			
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	880円			
	取立手形組戻料	1件につき	880円			
	取立手形店頭呈示料	1件につき	880円			
	不渡手形返却料	1件につき	880円			
両替手数料および大量硬貨入金手数料 (注1) 2,001枚以上は1,000枚ごとに330円を加算	1枚~49枚	無料				
	50枚~1,000枚	330円				
	1,001枚~2,000枚	660円				
	2,001枚~	(注1) 990円				
カード発行手数料	新規	ICカード発行手数料 (ローンカード除く)	1,100円			
		キャッシュカード再発行手数料	1,100円			
	再発行	ローンカード再発行手数料	1,100円			
		生き生きカード再発行手数料	1,100円			
		ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料	440円			
	発行	ICカード再発行手数料	1,100円			
定款・計算書類等の謄本・抄本発行手数料	1通につき	1,100円				
個人情報保護法の規定に基づく開示手数料	基本手数料	開示項目	手数料			
		氏名、住所、生年月日、電話番号、労働組合等 (会員団体)	依頼書1通につき 1,100円			
	加算手数料	預金残高、借入残高	1000円未満毎 550円			
		取引履歴	1000円未満毎 550円 (注2)			
	その他の項目	1項目毎 1,100円				

(注2) 期間は暦月ベースで計算します。例えば1月20日から2月6日までは2ヵ月分として計算します。

手数料項目	手数料内容			
担保不動産取扱手数料	55,000円			
リバースモーゲージローン取扱手数料	55,000円			
「固定金利特約型住宅ローン」特約期間中の繰上償還手数料	随時償還	22,000円		
	全額償還	33,000円		
「固定金利特約型住宅ローン」以外の全額繰上償還手数料 (生き生きローンを含む有担保融資のみ)	5年以内の全額繰上償還手数料	5,500円		
「固定金利特約型住宅ローン」以外の借換手数料 (有担保融資のみ)	他行への借換の場合	5,500円		
抵当権抹消書類紛失手続き手数料	1件につき	1,100円		
ろうきん住宅ローン「フラット35」融資手数料	A方式	55,000円		
	B方式	(融資額×2.20%)		
「全宅フラット35」住宅つなぎローン取扱手数料	44,000円			
住宅ローン制度「アレンジ・プラン」	特約手数料	5,500円		
住宅ローン制度「アレンジ・プラン弾力運用」	金利制度変更手数料	55,000円		
金庫間移管手数料	依頼者単位	2,200円		
金庫内・ROCS (全国労金間キャッシュサービス)	稼働日	稼働時間	引出し手数料	
	月~金	7:00~23:00	終日 無料	
MICS (全国キャッシュサービス)	月~金	8:00~21:00	8:00~ 8:45 220円	
		8:00~21:00	8:45~18:00 110円	
	土・日・祝日 5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	18:00~21:00 220円	
		終日	220円	
ゆうちょ銀行ATM ※入金手数料は終日無料	平日	0:05~23:55 (月7:00~23:55)	0:05~ 8:45 220円	
			8:45~18:00 110円	
	土	0:05~23:55	18:00~23:55 220円	
			0:05~ 9:00 220円	
日・祝日 5/3,12/31	0:05~21:00	9:00~14:00 110円		
		14:00~23:55 220円		
相互入金業務 (入金ネット/相互入金業務協議会に加盟する第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫のうち、参加金融機関相互間のATMにて入金できるサービス)	稼働日	稼働時間	利用手数料	
	月~金	8:00~21:00	8:00~ 8:45 220円	
	土・日・祝日 5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	8:45~18:00 110円	
		終日	18:00~21:00 220円	
セブン銀行ATM	取引内容	稼働時間	利用手数料	
	入金	0:00~24:00	終日 無料	
イオン銀行ATM	入金・出金	稼働日	稼働時間	利用手数料
		月	8:00~23:00	無料
火~金	1:00~23:00			
コンビニATM (イーネット、ローソン銀行)	入金・出金	土・日・祝日 5/3~5、12/31~1/3	8:00~21:00	
		全日	0:00~24:00	
ビューカードATM ※カードローン取引不可	出金	全日	0:00~24:00	無料

※他行自動機利用時には上記の手数料がかかりますが、即時、お客様のお取引口座へキャッシュバックします (静岡ろうきんレポート本編12ページ参照)。

# ネットワーク

## 店舗案内

本店営業部・本部・インターネット静岡支店		
① 本店営業部	☎ 054-221-6111	静岡市葵区黒金町5-1
② 本部	☎ 054-221-6100	静岡市葵区西門町1-20
③ インターネット静岡支店		静岡市葵区西門町1-20 https://shizuoka.rokin.or.jp/(金庫ホームページアドレス)
営業店		
④ 下田支店	☎ 0120-609-123	下田市1-12-3
⑤ 伊東支店	☎ 0557-37-6135	伊東市松川町5-12
⑥ 田方支店	☎ 0558-76-5111	伊豆の国市田京164-7
⑦ 御殿場支店	☎ 0550-83-5100	御殿場市萩原548-9
⑧ 裾野支店	☎ 055-993-8111	裾野市深良425-1
裾野ローンセンター	☎ 055-993-8111	
⑨ 三島支店	☎ 055-973-9111	三島市大宮町3-17-11
三島ローンセンター	☎ 055-973-9111	
⑩ 沼津支店	☎ 055-926-1111	沼津市双葉町6-5
沼津ローンセンター	☎ 055-926-5515	
⑪ 富士支店	☎ 0545-53-2525	富士市永田町2-36
富士ローンセンター	☎ 0545-52-8333	
⑫ 富士宮支店	☎ 0544-23-1234	富士宮市弓沢町109-1
⑬ 清水支店	☎ 054-366-3666	静岡市清水区辻1-14-16
清水ローンセンター	☎ 054-366-3666	
⑭ 静岡中央支店	☎ 054-283-7111	静岡市駿河区曲金6-6-8
静岡中央ローンセンター	☎ 054-283-8080	
⑮ 焼津支店	☎ 054-629-2345	焼津市西小川2-7-7
⑯ 藤枝支店	☎ 054-636-8811	藤枝市田沼4-1-43
藤枝ローンセンター	☎ 054-636-8800	
⑰ 島田支店	☎ 0547-36-6526	島田市中溝町2425-1
⑱ 榛南支店	☎ 0548-22-3344	牧之原市細江1684-1
⑲ 掛川支店	☎ 0537-24-5111	掛川市中央2-5-6
掛川ローンセンター	☎ 0537-24-5111	
⑳ 袋井支店	☎ 0538-43-4649	袋井市泉町1-7-13
㉑ 小笠支店	☎ 0537-72-7111	掛川市大坂405-2

## 店舗外キャッシュサービスコーナー案内

ATM設置場所	住所	平日	土曜日	日曜・祝日
大仁テック前	伊豆の国市大仁570	9:00~19:00	9:00~17:00	
イオンモール富士宮	富士宮市浅間町1-8	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
富士横割	富士市横割2-4-11	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
富士市役所	富士市永田町1-100	9:00~17:00		
イオンタウン富士南	富士市鮫島118-10	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
富士川	富士市中之郷801	9:00~18:00	9:00~17:00	
清水区役所	静岡市清水区旭町6-8	9:00~18:00	9:00~14:00	
ペイドリーム清水	静岡市清水区駒越北町8-1	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
草薙	静岡市清水区草薙一里山5-5	9:00~19:00	9:00~17:00	
マークイズ静岡	静岡市葵区柚木1026	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	8:45~18:00		
県庁西館	静岡市葵区追手町9-6	9:00~18:00		
鷹匠	静岡市葵区鷹匠2-10-16	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西門町	静岡市葵区西門町1-20	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
遠鉄ストア菊川店	菊川市堀之内546-1	9:30~21:00	9:30~20:00	9:30~20:00
パロー掛川店	掛川市大池539	10:00~21:00	9:30~21:00	9:30~21:00
森町役場	周智郡森町森2101-1	9:00~18:00	9:00~17:00	
遠鉄ストア竜洋店	磐田市豊岡字金洗6926-3	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
イオンタウン磐田	磐田市西貝塚3690	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
ららぽーと磐田	磐田市高見丘1200	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
ペシシアフードセンター磐田豊岡店	磐田市下神増93	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
イオンモール浜松市野	浜松市東区天王町字諏訪1981-3	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
NTT浜松	浜松市中区板屋町103-3	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
遠鉄ストアアワードダウン高林店	浜松市中区高林1-5-20	8:00~20:00	8:00~21:00	8:00~21:00
フィールハミング	浜松市中区新津町709-1	9:30~21:00	9:30~21:00	9:30~21:00
佐鳴台相談センター(浜松西出張所)	浜松市中区佐鳴台3-54-31	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
パロー高塚店	浜松市南区高塚町4888-11	10:00~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
ジャンボエンチョーきらりタウン浜北店	浜松市浜北区築地台5-7-8	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
西鹿島	浜松市浜北区於呂3853-1	9:00~19:00	9:00~17:00	
パロー引佐店	浜松市北区引佐町金指1038-1	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
FDK(株)湖西工場前	湖西市鷺津2281	9:00~19:00	9:00~17:00	
デンソー湖西製作所北	湖西市梅田390	9:00~19:00	9:00~17:00	

(注)1. 商業施設内に設置されている自動機は、各施設の営業時間内のみご利用いただけます。  
2. 富士川は、2020年7月31日(金)18:00をもちまして稼働を終了させていただきます。

㉒ 磐田支店	☎ 0538-34-7111	磐田市中泉112-13
磐田ローンセンター	☎ 0538-34-3311	
㉓ 浜松中央支店	☎ 053-456-9111	浜松市中区中央3-15-37
浜松中央ローンセンター	☎ 053-456-9331	
浜松東支店	☎ 053-456-9111	浜松市中区中央3-15-37
㉔ 佐鳴台相談センター(浜松西出張所)	☎ 053-449-7733	浜松市中区佐鳴台3-54-31
㉕ 浜松高台支店	☎ 053-438-1611	浜松市中区葵東2-20-20
浜松高台ローンセンター	☎ 053-438-1611	
㉖ 浜北支店	☎ 053-586-5511	浜松市浜北区小松498-1
㉗ 湖西支店	☎ 053-576-3511	湖西市古見1005-1
湖西ローンセンター	☎ 053-576-3511	

(注)1. 下田支店・伊東支店の営業時間は平日9:00~12:30、13:30~15:00です。  
2. 佐鳴台相談センター(浜松西出張所)の営業時間は平日11:00~13:00、14:00~18:30です。なお、現金のお取扱いはATMのみとなり、当座預金、税金・公共料金等の収納、両替などの業務は行っていません。

■当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

## 自動機稼働時間

本店営業部	平日8:00~21:00/土・日・祝日9:00~17:00
各支店	平日8:00~21:00/土・日・祝日9:00~19:00



## 自動機設置状況

自動機総台数	91
うち店舗外壁	49
うちパブリックスペース	32
うち企業内	10

(2020年7月1日現在)

## 全国ろうきんの概要

(2020年3月末)

● 金庫数	13金庫
● 店舗数	614店舗
● 常勤役員数	11,317人
● 団体会員数	50,796会員
● 間接構成員数	11,400,656人
● 預金残高	20兆8,775億円
● 融資残高	14兆2,011億円

## ろうきんは総合力で事業の維持・発展に取り組んでいます。

- 全国の労働金庫は(一社)全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連合会)を中央機関とし、13金庫614店舗(2020年3月末現在)が一大ネットワークを形成しています。
- 労金協会は全国労金の指導・調整・連絡・渉外などを、労金連合会は全国労金の資金の需要調整・運用や全国的な統一業務を行っています。

# 決算の状況

## ◆貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第66期 (2019年3月31日)	第67期 (2020年3月31日)
<b>(資産の部)</b>		
現金	7,304,132	7,040,217
預け金	350,576,697	314,277,765
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	144,210,523	142,189,370
国債	24,258,900	19,499,250
地方債	30,377,077	29,354,123
社債	85,486,768	88,641,570
投資信託	283,163	990,328
株式	6,900	6,900
外国証券	3,797,715	3,697,197
貸出金	810,323,965	856,956,181
手形貸付	10,699,171	8,714,354
証書貸付	791,078,694	839,704,728
当座貸越	8,546,099	8,537,099
外国為替	—	—
その他資産	9,617,607	9,515,117
未決済為替貸	5,247	90,513
労働金庫連合会出資金	7,300,000	7,300,000
前払費用	7,026	21,503
未収収益	1,856,941	1,781,560
その他の資産	448,391	321,539
有形固定資産	7,006,352	6,686,295
建物	3,811,148	3,642,552
土地	2,653,619	2,596,119
その他の有形固定資産	541,584	447,623
無形固定資産	12,893	18,039
前払年金費用	116,712	137,473
繰延税金資産	534,019	849,097
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,589,441	1,303,477
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△89,934 (△642)	△99,220 (△466)
<b>資産の部合計</b>	<b>1,331,202,411</b>	<b>1,338,873,814</b>

科 目	第66期 (2019年3月31日)	第67期 (2020年3月31日)
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	1,078,136,410	1,098,022,334
当座預金	58,391	49,382
普通預金	335,160,329	354,784,490
貯蓄預金	494,122	529,121
別段預金	382,109	295,936
定期預金	742,034,798	742,361,712
その他の預金	6,658	1,692
譲渡性預金	22,564,056	22,734,561
借入金	139,346,556	127,835,335
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	2,505,401	2,094,756
未決済為替借	7,511	19,822
未払費用	544,900	504,481
給付補填備金	—	—
未払法人税等	419,297	495,281
前受収益	—	12
払戻未済金	6,093	9,371
払戻未済持分	20	132
金融派生商品	316,043	92,266
資産除去債務	174,488	177,683
その他の負債	1,037,045	795,705
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	373,832	398,063
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	3,714,813	3,203,345
役員退職慰勞引当金	52,617	41,889
ポイント制度引当金	271,081	256,038
睡眠預金払戻損失引当金	27,310	25,010
店舗閉鎖損失引当金	17,246	—
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	1,589,441	1,303,477
<b>負債の部合計</b>	<b>1,248,598,766</b>	<b>1,255,914,812</b>
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	3,874,754	3,865,383
普通出資金	3,874,754	3,865,383
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	75,768,581	77,192,837
利益準備金	4,090,962	4,090,962
その他利益剰余金	71,677,619	73,101,875
特別積立金	69,641,693	70,536,500
(特別積立金)	(20,953,300)	(20,953,300)
(金利変動等準備積立金)	(20,850,000)	(21,550,000)
(機械化積立金)	(12,600,000)	(12,600,000)
(経営基盤強化積立金)	(11,615,394)	(11,615,394)
(配当準備積立金)	(500,000)	(500,000)
(店舗等建設資金積立金)	(950,000)	(1,050,000)
(地震災害対策積立金)	(2,100,000)	(2,200,000)
(圧縮記帳積立金)	(67,805)	(67,805)
(特別償却準備金)	(5,193)	—
当期末処分剰余金	2,035,925	2,565,375
処分未済持分	△476	△136
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	79,642,859	81,058,084
その他有価証券評価差額金	3,190,516	1,967,984
繰延ヘッジ損益	△229,731	△67,068
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	2,960,784	1,900,916
<b>純資産の部合計</b>	<b>82,603,644</b>	<b>82,959,001</b>
<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>1,331,202,411</b>	<b>1,338,873,814</b>

## ◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	第66期	第67期
	(2018年4月1日～2019年3月31日)	(2019年4月1日～2020年3月31日)
経常収益	14,796,108	14,829,884
資金運用収益	13,196,227	13,086,206
貸出金利息	10,332,947	10,522,164
預け金利息	1,060,685	949,230
有価証券利息配当金	1,249,276	1,233,748
その他の受入利息	553,317	381,062
役務取引等収益	816,061	836,654
受入為替手数料	153,579	158,345
その他の役務収益	662,481	678,308
その他業務収益	708,150	903,388
外国為替売買益	—	14
国債等債券売却益	19,464	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	688,685	903,373
その他経常収益	75,668	3,635
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	240	240
その他の経常収益	75,428	3,395
経常費用	12,904,210	12,602,736
資金調達費用	586,368	439,871
預金利息	222,764	209,546
譲渡性預金利息	13,645	13,148
借入金利息	—	—
金利スワップ支払利息	349,959	217,175
役務取引等費用	2,797,913	2,855,771
支払為替手数料	514,045	524,172
その他の役務費用	2,283,867	2,331,599
その他業務費用	6,038	1,575
外国為替売買損	0	—
金融派生商品費用	1	—
その他の業務費用	6,037	1,575
経費	9,474,244	9,273,160
人件費	5,285,263	5,244,569
物件費	4,088,911	3,927,130
税金	100,069	101,460
その他経常費用	39,644	32,356
貸倒引当金繰入額	5,462	9,286
その他資産償却	11	4
その他の経常費用	34,170	23,065
経常利益	1,891,897	2,227,148
特別利益	—	214,616
固定資産処分益	—	23,961
その他の特別利益	—	190,654
特別損失	39,815	32,097
固定資産処分損	16,921	29,208
減損損失	22,893	2,888
税引前当期純利益	1,852,082	2,409,667
法人税、住民税および事業税	432,923	506,091
法人税等調整額	4,464	83,119
法人税等合計	437,387	589,211
当期純利益	1,414,694	1,820,456
繰越金(当期首残高)	621,231	744,918
当期末処分剰余金	2,035,925	2,565,375

## ◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第66期	第67期
	(総会承認日：2019年6月25日)	(総会承認日：2020年6月24日)
当期末処分剰余金	2,035,925	2,565,375
特別償却準備金取崩額	5,193	—
剰余金処分額	1,296,200	1,495,752
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	116,202	115,754
事業の利用分量に対する配当金	279,997	279,997
特別積立金	900,000	1,100,000
(金利変動等準備積立金)	(700,000)	(700,000)
(機械化積立金)	—	(100,000)
(店舗等建設資金積立金)	(100,000)	(100,000)
(地震災害対策積立金)	(100,000)	(100,000)
(配当準備積立金)	—	(100,000)
繰越金(当期末残高)	744,918	1,069,623

※当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総額預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2020年5月25日に受けております。

また、2020年6月24日の総会において上記の貸借対照表・損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

## ◆出資配当等

(単位：千円、%)

科 目	第66期	第67期
	(総会承認日：2019年6月25日)	(総会承認日：2020年6月24日)
出資配当金	116,202	115,754
出資配当率	3.00	3.00
利用配当金	279,997	279,997
配当負担率	19.46	15.42

(注) 配当負担率 =  $\frac{\text{出資配当金} + \text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、ならびに財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月25日

静岡県労働金庫  
理事長

古川 正明

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等にもとづく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程にもとづき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～39年
その他	5年～20年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)にもとづいて償却しております。ただし、利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないソフトウェアについては、当該年度にて全額を償却しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等にもとづき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理(確定拠出年金制度への一部移行)

当金庫は2019年4月1日に職員(嘱託等職員および臨時職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益190,654千円を、特別利益に計上しております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. ポイント制度引当金の計上基準

ポイント制度引当金は、ポイント(景品交換権)の使用(景品交換請求)により発生する費用に備えるため、過去の景品交換率にもとづく将来の費用見込額をポイント制度引当金として計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

## 15. 消費税および地方消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

## 16. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	9,069,656千円
有形固定資産の圧縮記帳額	32,340千円

## 17. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額

139,030千円

## 18. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額

一千円

## 19. リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両および事務機器並びにその他固定資産の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (1) 取得原価相当額

有形固定資産 139,125千円

### (2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産 104,923千円

### (3) 期末残高相当額

有形固定資産 34,201千円

### (4) 未経過リース料(期末残高相当額)

1年内	14,481千円
1年超	56,719千円 (合計71,200千円)

### (5) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	14,481千円
減価償却費相当額	6,956千円
支払利息相当額	7,525千円

### (6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については定額法によっております。

## 20. 破綻先債権額および延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は、219,438千円、延滞債権額は、2,393,991千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

## 21. 3ヵ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、60,863千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

## 22. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,674,293千円です。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 24. 担保に供している資産

内国為替取引、当座貸越契約、日銀資金供給見合貸付に係る担保として、労働金庫連合会定期預け金194,330,600千円を、代理交換取引の担保として定期預け金28,000千円を、公金取扱いの担保として定期預け金100千円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金158,912千円が含まれております。

## 25. 出資1口当たりの純資産額

21,462円79銭

## 26. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

## 27. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針にもとづき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

定期的にリスク管理部（2020年度からはリスク統括部）において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクについては、ALMに関する規則および要領並びに余裕資金運用規程に従い、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針にもとづき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行っております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理部（2020年度からはリスク統括部）を通じ、理事会およびリスク管理委員会に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ALMデリバティブ取引運用細則にもとづき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」および「金利スワップ取引」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債全体についての市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。このうち流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出し、住宅ローンのVaRについては、過去の実績にもとづくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算出してしております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間5年）により計測しており、当事業年度末現在での市場リスク量は全体で2,730,056千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出したVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	314,277,765	315,761,683	1,483,917
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	142,182,470	142,182,470	-
(3) 貸出金	856,956,181		
貸倒引当金(*1)	△99,220		
	856,856,960	858,192,275	1,335,314
金融資産計	1,313,317,196	1,316,136,429	2,819,232
(1) 預金積金	1,098,022,334	1,098,030,720	8,385
(2) 譲渡性預金	22,734,561	22,737,870	3,308
(3) 借入金	127,835,335	127,835,335	-
金融負債計	1,248,592,231	1,248,603,926	11,694
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ計が適用されているもの	(92,266)	(92,266)	-
デリバティブ取引計	(92,266)	(92,266)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にもとづく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

## (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間にもとづく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保および保証による回収見込額等にもとづいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

## (2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価の算定方法は、預金積金の定期預金時価の算定と同様です。

## (3) 借入金

借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のもの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	6,900
合 計	6,900

(\*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預け金	158,614,365	64,287,200	63,176,200	28,200,000
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期のあるもの	8,000,000	45,418,660	22,114,830	56,290,100
貸出金(*)	68,408,523	105,394,701	89,484,016	591,055,510
合 計	235,022,889	215,100,561	174,775,046	675,545,610

(\*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*)	801,837,187	276,754,840	17,840,062	1,590,244
譲渡性預金	20,835,005	1,899,556	-	-
借入金	51,735,335	58,900,000	17,200,000	-
合 計	874,407,527	337,554,396	35,040,062	1,590,244

(\*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

## 29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 売買目的有価証券  
保有していません。
- (2) 満期保有目的の債券  
保有していません。
- (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式  
保有していません。
- (4) その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	125,196,878	122,129,276	3,067,602
	国債	19,499,250	18,835,084	664,165
	地方債	29,354,123	28,333,631	1,020,492
	短期社債	-	-	-
	社債	76,343,504	74,960,560	1,382,944
	その他	1,568,012	1,517,647	50,364
	小 計	126,764,890	123,646,924	3,117,966
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	12,298,066	12,507,918	△209,852
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	12,298,066	12,507,918	△209,852
	その他	3,119,513	3,320,260	△200,747
	小 計	15,417,579	15,828,179	△410,599
合 計		142,182,470	139,475,103	2,707,366

## 30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

### 31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当ありません。

### 32. 有価証券の貸付等

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に17,172,470千円含まれています。

### 33. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は135,754,375千円です。このうち原契約期間が1年以内のものは33,598,993千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きにもとづき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち102,155,381千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

### 34. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	874,833千円
減価償却累計額	425,606千円
有価証券評価差額	112,134千円
賞与引当金	108,711千円
確定拠出年金移管金	74,636千円
ポイント制度引当金	69,924千円
繰延ヘッジ損益	25,197千円
その他	405,558千円
繰延税金資産小計	2,096,602千円
評価性引当額	△317,739千円
繰延税金資産合計	1,778,862千円

#### 繰延税金負債

有価証券評価差額	851,516千円
前払年金費用	37,543千円
圧縮記帳積立金	25,460千円
資産除去債務	15,243千円
繰延税金負債合計	929,765千円
繰延税金資産の純額	849,097千円

以上

## 第67期会計方針および注記事項(損益計算書関係)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 470円74銭

### 3. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損処理額(千円)
下 田 支 店	営業店	動産	2,888

資産をグループ化した方法は、当金庫の管理会計上の区分に従い営業店を単位としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことから、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識したものであります。これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,888千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、動産2,888千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、動産については正味売却価額がないものとしております。

以上

# 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点を持つ金融機関は「国際統一基準」が適用され、くろうきんなど国内業務のみを行う金融機関には「国内基準」が適用されます。「国内基準」が適用される金融機関に対しては、この比率が4%に満たない場合、その程度に応じて「早期是正措置」と呼ばれる各種の行政措置が発動されることになります。当金庫は、以下に記載のとおり、十分な自己資本を保有しているため、行政措置の対象ではありません。

## ◆単体自己資本比率(国内基準)

2019年度末の自己資本比率は、11.61%となりました。

	2018年度末	2019年度末
自己資本比率	12.09%	11.61%

(注) 1. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しております。  
2. 当金庫は国内基準を採用しております。

## ◆自己資本比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額}} \times 100$$

### ①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

信用リスク・アセットは、資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。

信用リスク・アセットの算出にあたっては、「標準的手法」(注)または、「内部格付手法」のいずれかを金融機関が選択します。当金庫では、「標準的手法」を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

### ②オペレーショナルリスク相当額の計算方法

オペレーショナルリスクとは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的な要因およびシステムの不具合、または外的要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。金融機関が、「基礎的手法」(注)、「粗利益配分手法」、「先進的計測手法」の中から選択します。当金庫では、「基礎的手法」を選択しています。

(注) 基礎的手法

粗利益(直近3年の平均値)の15%をオペレーショナルリスク相当額とします。

## ◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	発行主体：静岡県労働金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,865百万円

## ◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### <現在の自己資本の充実状況>

2019年度末の当金庫の自己資本比率は11.61%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

### <将来の自己資本の充実策>

当金庫では、中期計画や年度事業計画を策定しています。計画にもとづく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、その内部留保によって、自己資本の充実を図っていきます。

## 用語解説

### ▶ 「CVAリスク」

クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額が変動するリスクです。

### ▶ 「中央清算機関関連エクスポージャー」

デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセットの額の計算が必要となります。

なお、「エクスポージャー」とは、資産ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクに晒されている資産等の金額のことです。

## ◆信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、信用リスクを与信に係る融資信用リスクと余裕資金運用に係る市場信用リスクに区分し、「リスク管理規程」の定めにもとづき管理しています。
- 融資基本方針(クレジットポリシー)の策定や個別案件の営業店指導等は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
- 資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的を実施することにより、融資信用リスクの把握に努めるとともに、融資信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備をすすめています。
- 貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産査定実施細則」にもとづき以下のとおり計上しています。

### <正常先債権および要注意先債権>

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間におけるそれぞれの貸倒実績から算出した予想損失額を計上しています。

### <破綻懸念先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

### <破綻先債権および実質破綻先債権>

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

- 市場信用リスクは、「市場関連リスク管理細則」にもとづき市場取引に付随する信用リスクを計測しています。また、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより、個別運用先の信用力変化について管理しています。
- 信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にはリスク管理委員会で協議しています。また、理事会および常務会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

## ◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社 (Moody's)
- S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (S&P)

## ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、融資に際し信用リスクを削減するために、預金担保・不動産担保・保証機関の保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、担保・保証に過度に依存することなく、借主の返済能力・信用力・資金使途・返済財源等、様々な角度から融資審査における可否判断を行っております。
- 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示の条件を確実に満たす自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。
- 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

## ◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、派生商品取引として、金利スワップ取引を利用しています。
- 当金庫の派生商品取引は、固定金利特約型住宅ローン等の取扱いにともなう金利リスクを軽減するために行っています。なお、金利リスクについては、「金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要(24ページ)」をご覧ください。
- 長期決済期間取引の取扱いはありません。

## ◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を運用対象としています。ただし、リスクを限定するため、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で、購入枠等を設定しています。

## ◆証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

- 当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

## ◆証券化取引に関する会計方針

- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」にもとづき、適切に処理しています。

## ◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社 (Moody's)
- S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (S&P)

## ◆出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 出資等エクスポージャーに該当する株式等の有価証券の購入については、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、余裕資金運用委員会、リスク管理委員会で協議し、常務会を経て理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会および常務会に報告しています。
- 保有する子会社株式および関連会社株式は、ありません。
- 保有する株式については、時価や適格格付機関の格付を定期的に取得することなどにより、価格変動リスクおよび信用リスクの把握に努めています。
- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」にもとづき、適切に処理しています。

## ◆金利リスクに関するリスク管理の方針 および手続きの概要

- 当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、国債・地方債を中心とした有価証券を主な対象として、資金運用を行っています。一方資金調達には、預金による調達を中心となっています。
- これらの運用・調達手段が内包するリスクのうち、金利リスクについては、VaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行っています。
- さらに、金利リスクについてはVaRのほか、IRRBB（銀行勘定の金利リスク）について、経済的価値の変動額である $\Delta EVE$ および金利収益の変動額である $\Delta NII$ を計測しています。
- 計測結果および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会と協議し、理事会および常務会に報告しています。

## ◆金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示にもとづく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ および $\Delta NII$ ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下のとおりです。
- 2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.807年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年としております。
- 流動性預金への満期の割り当て方法は、コア預金内部モデルを採用しています。  
※コア預金内部モデルの概要
  - ・ VAR(多変量時系列)モデルにて計測しています。
  - ・ 説明変数は、顧客属性ごとの預金残高、経済指標、市場金利を使用しています。
  - ・ 先行きを信頼水準99%で10年間予測しています。増減率が1を超えている場合は、0.99を置いています。
  - ・ 報告で定められた金利ストレスごとに、キャッシュフローを保守的な考え方で調整しています。
- ALMシステムにて算出した過去5年平均値を採用して、固定金利住宅ローン(固定金利特約型を含む)についてはPSJ60カ月の期限前償還率カーブで、定期預金の期限前解約については平均解約率にてキャッシュフロー調整を行っています。
- 外貨建て債券は、重要性の原則にもとづき、集計の対象から除外しています。なお、内部管理として、総資産・負債の5%程度を重要性の判断基準としています。
- スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta EVE$ および $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- 当期末の $\Delta EVE$ は126億52百万円(前期末比+44百万円)となり、大きな変動はありません。
- $\Delta EVE$ の計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、リスク管理上計測している金利リスクはVaRを採用しており、観測期間5年、保有期間20日、信頼水準99%の条件で、分散共分散法により算出しています。

## ◆オペレーショナルリスクに関するリスク管理の方針 および手続きの概要

- 当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナルリスクの対象としています。
- オペレーショナルリスクの管理状況および課題について、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」にもとづき、定期的にリスク管理委員会と協議し、理事会および常務会に報告しています。
- 事務リスクについては、商品・制度に係る研修実施や事務手続きの見直しにより、事務品質を向上させる態勢を整備することで、顕在化の未然防止に努めています。
- 当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「関係省庁のガイドライン」等を遵守し、基本方針である「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を策定して、お客様の大切な個人情報等の適切かつ公正な利用・管理を行っています。
- システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を(ろうぎん)業態全体で構築しています。
- 法務リスクについては、「法務関連情報対応細則」にもとづき法務担当者を定め、金融および商取引等に係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報の収集と還元を努め、的確な対応を図っています。

## (1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目		2018年度末	2019年度末
コア資本に係る基礎項目(1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	79,246	80,662
	うち、出資金および資本剰余金の額	3,874	3,865
	うち、利益剰余金の額	75,768	77,192
	うち、外部流出予定額(△)	△396	△395
	うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89	98
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89	98
	うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	79,335	80,761	
コア資本に係る調整項目(2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	9	13
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	9	13
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	52	62
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る10%基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る15%基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	62	75	
自己資本	自己資本の額(イ) - (ロ) (ハ)	79,273	80,685
リスク・アセット等(3)	信用リスク・アセットの額の合計額	634,054	673,536
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,970	△4,966
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(注)	△4,970	△4,966
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
	オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,489	21,414
	信用リスク・アセット調整額	—	—
	オペレーショナルリスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	655,544	694,951	
自己資本比率	自己資本比率 (ハ) / (ニ)	12.09	11.61

(注) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額と他の金融機関向けエクスポージャーが同額の場合は内訳表示しておりませんが、今年度より同額の場合も内訳表示しております。

## 用語解説

## ▶ 「コア資本」

2013年度末から適用された基準(パーゼルⅡ)では、規制される自己資本を普通出資・内留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、「普通出資+内留保+優先出資-調整・控除項目」で構成されます。

## ▶ 「出資金」

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

## ▶ 「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

## ▶ 「利益剰余金」

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補填するために留保している利益準備金等のことで、特別積立金、繰越金から構成されています。

## ▶ 「外部流出予定額」

剰余金処分において、出資配当金および利用配当金として拠出を予定している金額のことで、す。

## ▶ 「上記以外に該当するものの額」

出資金や資本剰余金等以外のものとして、例えば、処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

## ▶ 「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額45%相当額」

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。自己資本比率算出にあたっては、この「差額」の45%を分子の自己資本に加算することになります。

2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない扱いとなりましたが、この規定には経過措置が設けられています。

なお、現在、当金庫ではこの差額計上は行っておりません。

## ▶ 「コア資本に係る調整項目」

損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」を定め、コア資本から控除することです。

## ▶ 「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」

無形固定資産のうち、市場換金性が乏しく、万が一の際に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難な額のことです。

「モーゲージ・サービシング・ライセンス」とは、住宅ローンを証券化した場合に金庫が計上する、将来の回収代手数料の現在価値です。

## ▶ 「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」

証券化取引にともない債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引にともない増加した自己資本に相当する額」です。

## ▶ 「前払年金費用の額」

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上しますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、調整項目として控除するものです。

## ▶ 「自己資本の額」

コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク (A)	634,054	25,361	673,536	26,941
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	638,995	25,559	677,624	27,104
ソブリン向け (注3)	1,576	63	1,545	61
金融機関向け	71,284	2,851	64,033	2,561
事業法人等向け	21,288	851	21,416	856
中小企業等・個人向け	383,810	15,352	426,747	17,069
抵当権付住宅ローン	101,918	4,076	98,341	3,933
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注4)	232	9	242	9
その他 (注5)	58,884	2,355	65,298	2,611
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注6)	12	0	874	34
ルック・スルー方式 (注7)	12	0	874	34
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,970	△ 198	△ 4,966	△ 198
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注8)	16	0	4	0
中央清算機関関連エクスポージャー (注9)	—	—	—	—
オペレーショナルリスク (注10) (B)	21,489	859	21,414	856
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A) + (B) (C)	655,544	26,221	694,951	27,798

(注) 1. 貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあり、貸借対照表に記載される資産同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算します。また、貸借対照表に計上している債務保証などの見返動向はオフ・バランス取引として取扱うこととなっています。オフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に關係するものです。  
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%  
3. 「ソブリン」とは、国内外の中央政府、政府関係機関等のことです。  
4. 「延滞債権」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
5. 「その他」とは、出資、オフ・バランス取引のリスク・アセット等です。  
6. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とは、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。

7. 「ルック・スルー方式」とは、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、リスク・ウェイトとして用います。  
8. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクです。  
9. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセットの額の計算が必要となります。  
10. 「オペレーショナルリスク」とは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的要因およびシステムの不具合、または外的要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算出しています。

### (3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

#### ①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

##### 〈ア. 地域別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注2)		その他の 資産等 (注3)		延滞 エクスポージャー (注4)	
	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末
国内	1,389,148	1,400,964	877,074	926,319	135,705	134,637	55	15	81	809	376,232	339,183	188	190
国外	4,035	4,034	-	-	3,829	3,829	-	-	198	198	7	6	-	-
合計	1,393,183	1,404,998	877,074	926,319	139,534	138,466	55	15	279	1,008	376,239	339,189	188	190

(注)1. 「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」については、主な投資先により区分しています。

3. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことで、

5. 期末の残高は当期のリスク・ポジションから大幅な乖離はありません。

##### 〈イ. 業種別 ウ. 残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注2)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注3)		その他の 資産等 (注4)		延滞 エクスポージャー	
	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2018 年度末	2019 年度末
製造業	13,036	13,028	-	-	13,012	13,004	-	-	-	-	23	23	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	7,724	7,721	-	-	7,707	7,704	-	-	-	-	16	16	-	-
情報通信業	500	1,307	-	-	500	1,305	-	-	-	-	0	2	-	-
運輸業、郵便業	12,922	13,123	-	-	12,898	13,099	-	-	-	-	24	24	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	3,814	3,813	-	-	3,804	3,802	-	-	-	-	10	10	-	-
金融業、保険業	396,796	367,451	13,860	17,172	24,107	27,702	55	15	-	-	358,773	322,561	-	-
不動産業、物品賃貸業	4,363	4,223	249	110	4,102	4,101	-	-	-	-	12	11	-	-
医療、福祉	5	1	5	1	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
サービス業	10	8	10	8	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体	59,155	53,418	6,209	5,825	52,829	47,498	-	-	-	-	115	95	-	-
個人	804,403	851,420	803,660	850,821	-	-	-	-	-	-	743	598	188	190
その他(注1)	90,450	89,481	53,078	52,381	20,571	20,246	-	-	279	1,008	16,520	15,845	-	-
業種別合計	1,393,183	1,404,998	877,074	926,319	139,534	138,466	55	15	279	1,008	376,239	339,189	188	190
期間の定めのないもの(注5)	128,541	85,607	53,078	52,381	4,900	6,500	-	-	279	1,008	70,283	25,718	-	-
1年以下	203,148	115,438	73,255	76,161	7,228	8,009	-	-	-	-	122,663	31,267	-	-
1年超3年以下	204,331	283,627	83,391	87,029	29,560	45,888	55	15	-	-	91,325	150,694	-	-
3年超5年以下	174,508	180,656	74,345	78,000	36,394	21,687	-	-	-	-	63,768	80,968	-	-
5年超7年以下	97,585	115,313	67,604	69,722	14,980	8,250	-	-	-	-	15,000	37,340	-	-
7年超10年以下	113,843	120,300	91,657	95,628	8,985	11,471	-	-	-	-	13,200	13,200	-	-
10年超	471,226	504,053	433,740	467,395	37,486	36,658	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,393,183	1,404,998	877,074	926,319	139,534	138,466	55	15	279	1,008	376,239	339,189	188	190

(注)1. 業種区分の「その他」には、コミットメント、政府関係機関等が含まれます。

2. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

3. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」は、全額を「その他」に分類しています。

4. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。

5. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。

6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度末	83	89	—	83	89
	2019年度末	89	98	—	89	98
個別貸倒引当金	2018年度末	0	0	—	0	0
	2019年度末	0	0	—	0	0
個人	2018年度末	0	0	—	0	0
	2019年度末	0	0	—	0	0
貸倒引当金合計	2018年度末	84	89	—	84	89
	2019年度末	89	99	—	89	99
貸出金償却	2018年度末					—
	2019年度末					—
個人	2018年度末					—
	2019年度末					—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。

用語解説

▶ 「一般貸倒引当金」

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て(積み立て)るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てております。このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありません。単なる控除項目というよりは資本としての色合いが強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。ただし、加算できる額は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%が限度となります。

▶ 「個別貸倒引当金」

借手手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。

引当基準については、貸借対照表の注記事項(17～21ページ)をご参照ください。

③リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0～5%	—	121,573	121,573	—	114,716	114,716
10%	—	15,768	15,768	—	15,451	15,451
20%	379,755	284	380,039	349,774	237	350,012
35%	—	291,194	291,194	—	280,976	280,976
50%	38,809	—	38,809	37,801	—	37,801
75%～90%	—	511,746	511,746	—	570,005	570,005
100%	—	16,173	16,173	—	15,605	15,605
150%	—	89	89	—	103	103
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	17,975	17,975	—	20,517	20,517
1250%	—	—	—	—	—	—
合計	418,565	974,806	1,393,372	387,576	1,017,612	1,405,189

(注)1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。また、格付の有無は、リスク・ウェイトの判定にあたり、格付を用いたかどうかを基準に区分しています。  
2. エクスポージャーの額は、信用リスク削減手法適用後の額です。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
4. リスク・ウェイト区分「1250%」は、自己資本比率告示の規定により、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ掲載しています。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
		40,094	39,764	1,864	1,722	—	—
	ソブリン向けエクスポージャー	—	—	1,864	1,722	—	—
	金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	事業法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	中小企業等・個人向けエクスポージャー	1,477	1,456	—	—	—	—
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	その他	38,616	38,308	—	—	—	—

## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・与信相当額等

(単位：百万円)

		派生商品取引	
		2018年度	2019年度
グロス再構築コストの額	(A)	—	—
グロスのアドオンの額	(B)	55	15
グロスの与信相当額	(A) + (B) (C)	55	15
ネットイングによる与信相当額の削減額	(D)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前の与信相当額	(C) - (D) (E)	55	15
外国為替関連取引		—	—
金利関連取引		55	15
株式関連取引		—	—
担保の額	(F)	—	—
現金・自金庫預金		—	—
国債・地方債等		—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額	(E) - (F) (G)	55	15

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。 2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◆ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

### ◆ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		出資等エクスポージャー				
		貸借対照表計上額	うち、その他有価証券で時価のあるもの			
			取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益
上場株式等	2018年度末	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—
非上場株式等	2018年度末	6	—	—	—	—
	2019年度末	6	—	—	—	—
その他	2018年度末	7,300	—	—	—	—
	2019年度末	7,300	—	—	—	—
合 計	2018年度末	7,306	—	—	—	—
	2019年度末	7,306	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづいて算定しています。 2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

### ② 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当はありません。

### ③ 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

該当はありません。

## (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12	874
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要(24ページ)」の項目に記載しております。

2. VaRによる金利リスク量の計測は、2019年4月より開始したため、2018年度末の金利リスク量は記載していません。

3. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。

4. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。

5. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

6. 「ΔEVE」および「ΔNII」で計測する上方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行上昇変動、下方パラレルシフトでは市場金利の1%の平行低下変動で計測しています。

## (9) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスク量

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
VaR		2,730

### ② IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
1	上方パラレルシフト	12,652	12,608	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	3,789	
3	スティープ化	9,226			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,652	12,608	3,789	
		ホ		ハ	
		2019年度末		2018年度末	
8	自己資本の額	80,685		79,273	

# 債権管理の状況

## ◆リスク管理債権の状況

2019年度末のリスク管理債権は、「破綻先債権」が2億19百万円、「延滞債権」が23億93百万円、「3ヵ月以上延滞債権」が60百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、これらリスク管理債権の合計額26億74百万円の総貸出金残高に占める割合は、0.31%となっています。

リスク管理債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより、全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

	2018年度末		2019年度末		
	残高	残高(A)	担保・保証等による 回収見込み額(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B + (C)) / (A)
破綻先債権	280	219	219	—	100.00
延滞債権	2,316	2,393	2,393	0	100.00
3ヵ月以上延滞債権	24	60	60	0	100.00
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
合計 (D)	2,621	2,674	2,673	0	100.00
期末貸出金残高 (E)	810,323	856,956			
総貸出金に占める割合 (D)/(E)	0.32	0.31			

- (注) 1. 「担保・保証等による回収見込み額」とは、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」のうち、それぞれ預金や不動産等の確実な担保並びに信用保証協会等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。  
 2. 「貸倒引当金」は、「破綻先債権」「延滞債権」に対して引き当てた個別貸倒引当金と「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に対して引き当てた一般貸倒引当金のことです。なお、複数の保全で債権額を上回る場合には、各区分の債権額を限度として、「貸倒引当金」「担保・保証等による回収見込み額」の順に充当表示しています。  
 3. 2018年度末、2019年度末での元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金の取扱いはありません。

## ◆金融再生法にもとづく資産査定状況

2019年度末の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」にもとづく資産査定では、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が7億85百万円、「危険債権」が18億29百万円、「要管理債権」が61百万円、「正常債権」が8,561億85百万円で、正常債権の割合は99.69%となっています。「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」については、担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより、全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

	2018年度末		2019年度末				
	残高	構成比	残高(A)	構成比	担保・保証等による 回収見込み額(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B + (C)) / (A)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	883	0.11	785	0.09	784	0	100.00
危険債権	1,714	0.21	1,829	0.21	1,829	—	100.00
要管理債権	25	0.00	61	0.01	61	0	100.00
(小計) (D)	(2,622)	(0.32)	(2,674)	(0.31)	(2,674)	(1)	(100.00)
正常債権	810,046	99.68	856,185	99.69	—	99	—
合計 (E)	812,668	100.00	858,859	100.00	—	99	—
合計に占める割合 (D)/(E)		0.32		0.31			

- (注) 1. 「リスク管理債権」では貸出金のみを対象債権としていますが、金融再生法基準では、貸出金のほか債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金など対象範囲が広がっています。  
 2. 「担保・保証等による回収見込み額」とは、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」のうち、それぞれ預金や不動産等の確実な担保並びに信用保証協会等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。  
 3. 「貸倒引当金」は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」に対して引き当てた個別貸倒引当金と「要管理債権」「正常債権」に対して引き当てた一般貸倒引当金のことです。なお、複数の保全で債権額を上回る場合には、各区分の債権額を限度として、「貸倒引当金」「担保・保証等による回収見込み額」の順に充当表示しています。  
 4. 金額は決算後の計数です。なお、単位未満を四捨五入しています。

## 用語解説

### ▶ 「リスク管理債権」

何らかの理由により、返済されない等の貸出金債権のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。

### ▶ 「破綻先債権」

借手手の倒産(個人の場合には、自己破産)などにより、当金庫にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

### ▶ 「延滞債権」

今後、上記の「破綻先債権」となる可能性が高い貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借手手の貸出金のことです。当金庫にとっては、収入を生まない貸出金であり、「将来において償却すべき貸出金等」に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

### ▶ 「3ヵ月以上延滞債権」

借手手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)などの理由で、当金庫が元金または利息の支払いを3ヵ月以上受けていない貸出金(「破綻先債権」「延滞債権」を除く)のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

### ▶ 「貸出条件緩和債権」

借手手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借手手に有利となる取決めを行っている貸出金(「破綻先債権」「延滞債権」および「3ヵ月以上延滞債権」を除く)のことです(ただし、借手手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

### ▶ 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている借手手に対する債権およびこれらに準ずる債権のことです。

### ▶ 「危険債権」

総与信額のうち、借手手が経営破綻の状況には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができな可能性の高い債権のことです。

### ▶ 「要管理債権」

貸出金のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヵ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

### ▶ 「正常債権」

総与信額のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借手手の財政状態および経営成績に特段の問題がない債権のことです。

## ◆自己査定、開示債権および引当との関係

当金庫の自己査定結果、金融再生法にもとづく資産査定結果、リスク管理債権および引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信					金融再生法にもとづく資産査定結果 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)				リスク管理債権 対象：貸出金
債務者区分 与信残高	分類				区分 与信残高 (A)	担保・保証等による 回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)	区分 貸出金残高
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先 219	219	-	-	-	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権 785	784	0	100.00	破綻先債権 219
実質破綻先 565	556	8	-	0	危険債権 1,829	1,829	-	100.00	延滞債権 2,393
破綻懸念先 1,828	1,822	6	-	-	要管理債権 61 (小計2,674)	61 (2,674)	0 (0)	100.00 (100.00)	3ヵ月以上延滞債権 60
要注意先 1,523	要管理先 61	61	-	-	正常債権 856,185				貸出条件緩和債権 -
	要管理先 以外の 要注意先 1,461	1,459	2	-					
正常先 848,897	848,897								
その他 5,825	5,825								
<b>合計</b> 858,859	<b>858,841</b>	<b>17</b>	<b>-</b>	<b>0</b>	<b>合計</b> 858,859				<b>合計</b> 2,674

### 👉 用語解説

#### ▶ 「破綻先」

法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先。

#### ▶ 「実質破綻先」

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先。

#### ▶ 「破綻懸念先」

経営破綻の状態にはないものの、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。

#### ▶ 「要注意先」

今後の管理に注意を要する先。

#### ▶ 「正常先」

業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がない先。

## ◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

28ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額」をご参照ください。

# 経理・経営の状況

## ◆利益率

		(単位：%)	
		2018年度	2019年度
総資産 利益率	業務純益率	0.15	0.17
	経常利益率	0.14	0.16
	当期純利益率	0.10	0.13
純資産 利益率	業務純益率	2.41	2.87
	経常利益率	2.30	2.69
	当期純利益率	1.72	2.20

(注) 1. 総資産利益率 =  $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)} \times \text{平均残高}} \times 100$

2. 純資産利益率 =  $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(外部流出額を除く)} \times \text{期末残高}} \times 100$

## ◆業務純益

		(単位：百万円)	
		2018年度	2019年度
業務純益		1,981	2,374
実質業務純益		1,987	2,384
コア業務純益		1,968	2,384
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		1,968	2,384

## ◆資金運用・調達勘定の平残、利息、利回

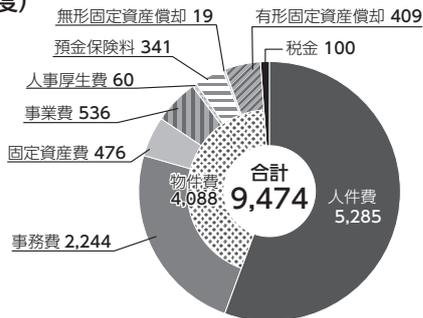
	2018年度		2019年度	
	資金運用勘定	資金調達勘定	資金運用勘定	資金調達勘定
平均残高	1,287,137	1,220,446	1,335,034	1,267,097
利息	13,196	586	13,086	439
利回	1.02	0.04	0.98	0.03

## ◆役務取引等収支の内訳

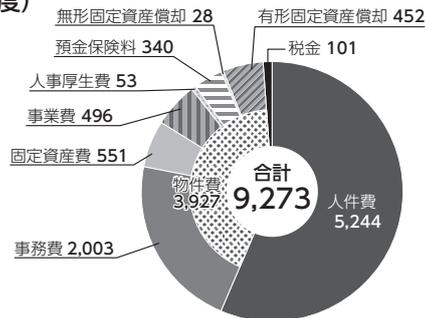
		(単位：百万円)	
		2018年度	2019年度
役務取引等収益		816	836
受入為替手数料		153	158
その他の受入手数料		662	678
その他		—	—
役務取引等費用		2,797	2,855
支払為替手数料		514	524
その他の支払手数料		23	27
その他		2,260	2,304

## ◆経費の内訳

(2018年度) (単位：百万円)

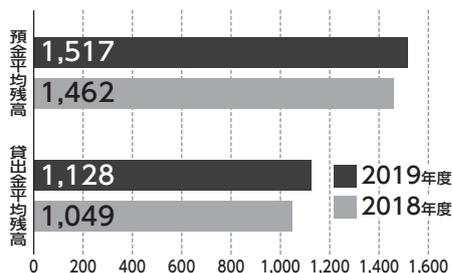


(2019年度) (単位：百万円)



## ◆常勤役員1人当たり預金・貸出金残高(平残)

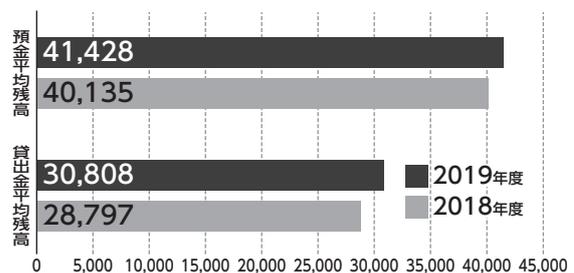
(単位：百万円)



(注) 役員数は期中平均人数を使用しています。

## ◆1店舗当たり預金・貸出金残高(平残)

(単位：百万円)



(注) 1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。  
2. 店舗数には、インターネット静岡支店を含みます。

## ◆総資金利鞘

		(単位：%)	
		2018年度	2019年度
資金運用利回		1.02	0.98
資金調達原価率		0.81	0.75
資金調達利回		0.04	0.03
経費率		0.86	0.81
総資金利鞘		0.21	0.23

## ◆粗利益

		(単位：百万円、%)	
		2018年度	2019年度
資金運用収支		12,609	12,646
役務取引等収支		△1,981	△2,019
その他業務収支		702	901
業務粗利益		11,330	11,529
業務粗利益率		0.88	0.86

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買収支を示す「その他業務利益」の合計です。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

(注) 1. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。  
2. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。  
3. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。  
4. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

## ◆受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	受取利息	支払利息	受取利息	支払利息
残高による増減	748	34	469	16
利率による増減	△632	△104	△579	△162
純増減	115	△70	△110	△146

## ◆その他の業務収支の内訳

(単位：百万円)

		(単位：百万円)	
		2018年度	2019年度
その他業務収益		708	903
外国為替売買益		—	0
国債等債券売却益		19	—
金融派生商品収益		—	—
その他		688	903
その他業務費用		6	1
外国為替買損		0	—
国債等債券売却損		—	—
国債等債券償還損		—	—
金融派生商品費用		0	—
その他		6	1

# 預金の状況

## ◆預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2018年度					2019年度				
	個人	法人等			合計	個人	法人等			合計
		公金	金融機関預金	その他			公金	金融機関預金	その他	
当座預金	-	-	-	58	58	-	-	-	49	49
普通預金	312,480	701	-	21,978	335,160	330,531	600	3	23,649	354,784
貯蓄預金	494	-	-	-	494	529	-	-	-	529
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	-	68	54	259	382	-	63	42	189	295
定期預金	657,666	36,064	3,295	45,007	742,034	666,171	25,775	3,725	46,688	742,361
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	6	-	-	-	6	1	-	-	-	1
合計	970,647	36,834	3,349	67,304	1,078,136	997,233	26,440	3,770	70,577	1,098,022
構成比	90.03	3.41	0.31	6.24	100.00	90.82	2.40	0.34	6.42	100.00

## ◆員外預金の状況(期末残高)

(単位：百万円、%)

	2018年度	2019年度
一般員外預金 (A)	106,928	130,704
一般員外譲渡性預金 (B)	-	200
一般員外預金計 (A) + (B) (C)	106,928	130,904
譲渡性預金を含む総預金残高 (D)	1,100,700	1,120,756
一般員外預金比率 (C) / (D) × 100	9.71	11.68

※当金庫は、上記のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者から監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人」の監査を受けております。

## ◆定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	741,927	742,258
変動金利定期預金	106	103
その他	-	-
合計	742,034	742,361

## ◆預金種類別内訳(平均残高)

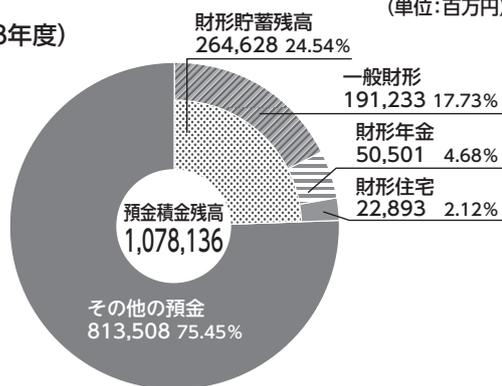
(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	331,090	349,903
定期性預金	730,011	745,729
譲渡性預金	22,557	22,930
その他の預金	6	4
合計	1,083,665	1,118,568

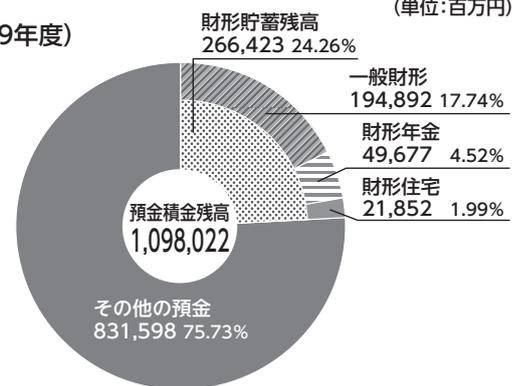
## ◆財形預金の状況(期末残高)

(単位：百万円)

(2018年度)



(2019年度)



# その他の営業状況

## ◆公社債窓口販売実績

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
国債	4,172	1,641

## ◆投資信託販売実績

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
投資信託	2,180	1,963

## ◆預かり資産残高(国債・投資信託残高)(期末残高)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
国債	30,840	27,482
投資信託	11,566	10,489
合計	42,406	37,972

# 貸出金の状況

## ◆貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
手形貸付	11,713	10,989
証書貸付	757,106	812,057
当座貸越	8,712	8,790
割引手形	—	—
合計	777,532	831,837

## ◆貸出金業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

業種区分	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	249	0.03	110	0.01
医療、福祉	5	0.00	1	0.00
サービス業	10	0.00	8	0.00
国・地方公共団体	6,209	0.76	5,825	0.68
個人	803,849	99.20	851,011	99.30
その他	—	—	—	—
合計	810,323	100.00	856,956	100.00

## ◆貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	1,476	—	1,455	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	734,894	—	781,720	—
その他有担保	—	—	—	—
(小計)	(736,371)	(—)	(783,176)	(—)
保証	67,738	—	67,951	—
信用	6,214	1,589	5,828	1,303
合計	810,323	1,589	856,956	1,303

# その他の状況

## ◆会員数・出資金の内訳

(単位:会員、千円、%)

	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,405	3,727,732	96.20	2,378	3,730,232	96.50
民間労働組合	1,020	1,639,188	42.30	1,010	1,637,227	42.35
民間以外の労働組合および公務員の団体	194	492,451	12.70	193	492,446	12.73
生活協同組合	13	9,326	0.24	13	9,326	0.24
その他団体	1,178	1,586,767	40.95	1,162	1,591,233	41.16
個人会員	373	146,546	3.78	347	135,015	3.49
処分未済持分	—	476	0.01	—	136	0.00
合計	2,778	3,874,754	100.00	2,725	3,865,383	100.00

## ◆職員の状況

区分	2018年度末	2019年度末
一般職員	499人	507人
その他の従業員	195人	186人
合計	694人	693人
平均年齢	42歳11月	43歳3月
平均勤続年数	13年9月	14年0月
平均給与月額	343千円	345千円

(注) 1. 職員および従業員には常勤の職員等を記載し、臨時の職員および嘱託は含まれておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

## ◆貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
固定金利貸出金	132,868	134,097
変動金利貸出金	677,455	722,858
合計	810,323	856,956

(注) 手形貸付、当座貸越については、固定金利貸出金に含んでいます。

## ◆貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生活資金	48,332	5.96	51,175	5.97
住宅資金	755,517	93.23	799,836	93.33
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
福利共済資金	6,472	0.79	5,943	0.69
運営資金	2	0.00	1	0.00
設備資金	—	—	—	—
生協資金	—	—	—	—
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
貸金手当対策資金	—	—	—	—
合計	810,323	100.00	856,956	100.00

## ◆預貸率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
預貸率(期末値)	73.61	76.46
預貸率(期中平均値)	71.75	74.36

(注) 預貸率は、お預かりしたご預金のうち、どのくらいの額をご融資としてご利用いただいているかの割合をあらわすものです。

# 有価証券の状況

お預かりした預金は、融資としてご利用いただくまでの間、一時的に余裕資金としてその一部を国債等の有価証券の購入に充てて運用しています。その運用にあたっては、安全性を最優先とし、収益性と流動性にも留意しています。その内容は以下のとおりとなっています。

## ◆有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
国債	2018年度末	—	4,539	14,573	484	4,660	24,258
	2019年度末	—	1,003	13,398	473	4,624	19,499
地方債	2018年度末	—	1,431	13,872	3,074	11,998	30,377
	2019年度末	—	1,852	12,420	6,720	8,361	29,354
短期社債	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2018年度末	—	805	41,094	14,450	29,136	85,486
	2019年度末	—	5,727	44,800	6,002	32,110	88,641
貸付信託	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2018年度末	283	—	—	—	—	283
	2019年度末	990	—	—	—	—	990
株式	2018年度末	6	—	—	—	—	6
	2019年度末	6	—	—	—	—	6
外国証券	2018年度末	—	998	335	2,464	—	3,797
	2019年度末	—	—	347	3,349	—	3,697
その他の証券	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2018年度末	290	7,773	69,875	20,474	45,796	144,210
	2019年度末	997	8,583	70,967	16,545	45,095	142,189

(注)永久債は、2099年12月31日を償還日として管理しています。

## ◆有価証券の種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	24,526	17.42	21,465	15.33
地方債	28,427	20.19	28,939	20.67
短期社債	—	—	—	—
社債	84,637	60.13	85,417	61.03
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	269	0.19	319	0.22
株式	6	0.00	6	0.00
外国証券	2,881	2.04	3,804	2.71
その他の証券	—	—	—	—
合計	140,749	100.00	139,952	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債などを含んでいます。

## ◆商品有価証券の取扱い

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
	金額	金額
商品有価証券	—	—

(注)当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債等の有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

## ◆預証率

(単位：%)

	2018年度	2019年度
預証率(期末値)	13.10	12.68
預証率(期中平均値)	12.98	12.51

(注)預証率とは、お預かりした預金のうち、どのくらいの額を有価証券で運用しているかをあらわすものです。

# 有価証券・金銭の信託の時価情報

## ◆有価証券の時価情報

当金庫では、保有する有価証券などの金融商品について時価評価にもとづく決算を実施しています。金融商品会計にもとづく情報については、貸借対照表の注記(17~21ページ)をご参照ください。

なお、時価会計を踏まえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれているをご理解ください。

### (1) 売買目的有価証券

保有しておりません。

### (2) 満期保有目的の債券

保有しておりません。

### (3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

保有しておりません。

### (4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	140,122	135,705	4,417	125,196	122,129	3,067
	国債	24,258	23,350	908	19,499	18,835	664
	地方債	30,377	29,149	1,227	29,354	28,333	1,020
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	85,486	83,204	2,282	76,343	74,960	1,382
	その他	831	799	32	1,568	1,517	50
小計	140,954	136,504	4,450	126,764	123,646	3,117	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	12,298	12,507	△ 209
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	12,298	12,507	△ 209
	その他	3,249	3,309	△ 60	3,119	3,320	△ 200
小計	3,249	3,309	△ 60	15,417	15,828	△ 410	
合 計	144,203	139,814	4,389	142,182	139,475	2,707	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### (5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	6	6
合 計	6	6

## ◆金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

(注) 「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

# デリバティブ取引等の状況

## ◆「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢」について

### (1) 利用目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避することを目的に、一定の範囲で、デリバティブ取引を活用しています。

### (2) 取組みの情報

当金庫では、固定金利特約型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を行っています。

### (3) リスクに対する管理体制

当金庫では、「ALMデリバティブ取引運用細則」・「余剰資金運用細則」によって、デリバティブ取引に関する運用・管理についての具体的なルール等を定め、それにもとづいて運用しています。また、運用状況については、リスク管理委員会に定期的に報告しています。

今後も、相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

## ◆金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引

2018年度末、2019年度末での該当する取引の取扱いはありません。

## ◆クレジット・デリバティブ取引

2018年度末、2019年度末での該当する取引の取扱いはありません

## 🗨️ 用語解説

### ▶ 「スワップ」

あらかじめ定めた一定条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。

### ▶ 「クレジット・デリバティブ」

対象となる取引の債務者の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該債務者のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

# 開示項目索引

## 【静岡ろうきんレポート編】

### 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

#### ◆単体情報

1. 金庫の主要な事業の内容	11~14
2. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 2019年度の事業概況	5.6
(2) 主要な事業状況の推移	6
3. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 地域社会への貢献活動	15~17
(2) 静岡ろうきんSDGs実践方針	9.10
(3) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	12

### その他の開示項目

1. 当金庫の考え方	1~18
2. 概況等	
(1) 事業方針	1.2.4
3. その他	
(1) ライフプランに応じた商品案内	11
(2) 勤労者セーフティーネット	13.14

## 【資料編】

### 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項	
(1) 事業の組織	1
(2) 理事および監事の氏名および役職名	2
(3) 会計監査人の氏名または名称	2
(4) 事務所の名称および所在地	14
(5) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者	14
2. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 業務の状況	
① 主要な業務の状況	32
② 預金の状況	33
③ 貸出金等の状況	34
④ 有価証券の状況	35
⑤ 信託業務の状況	12
3. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	5.6
(2) 法令等遵守の態勢	3.4
4. 財務の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	15
(2) 損益計算書	16
(3) 剰余金処分計算書	16
(4) リスク管理債権の状況	30

(5) 自己資本の充実の状況	22~29
(6) 有価証券	35.36
(7) 金銭の信託	36
(8) 金融先物取引・デリバティブ取引等	37
(9) 貸倒引当金	28
(10) 貸出金償却の額	28
(11) 計算書類の会計監査人の監査	16
5. 報酬等に関する事項	2

### 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく「資産の査定公表」

### その他の開示項目

#### 1. 概況等

(1) 役員の所属団体等	2
(2) 常勤役員等の兼職の状況	2
(3) 職員の状況	34
(4) 自動機設置状況	14
(5) 会員数内訳	34
(6) 出資配当等	16

#### 2. 経理・事業内容

(1) 会員勘定の内訳	15
(2) 利益率	32
(3) 経費の内訳	32
(4) 常勤役職員1人当たり預金残高	32
(5) 1店舗当たり預金残高	32
(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高	32
(7) 1店舗当たり貸出金残高	32

#### 3. 資金調達

(1) 預金科目別残高	33
(2) 員外預金の状況	33
(3) 財形預金残高	33

#### 4. その他の業務

(1) 公社債窓口販売実績	33
(2) 投資信託販売実績	33
(3) 手数料	13

#### 5. その他

(1) 商品・サービスの案内	10~12
(2) 全国ろうきんの概要	14

#### ◆連結情報

連結対象となる会社等は保有していません。

「静岡ろうきんレポート」 2020年7月

発行：静岡県労働金庫

〒420-0851 静岡市葵区黒金町5番地の1

TEL：(054) 221-6100

いつもあなたの目線で。

# R 静岡ろうきん

〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。

鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。

シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。

ピボパde ろうきん  携帯電話からでもOK!  
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00  
**0120-609-123**  
インターネットホームページ  
<https://shizuoka.rokin.or.jp>

